

令和 8 年度

危機管理マニュアル

重要：年度保存



柳井市立大畠小学校

危機管理マニュアル 目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 概要 | 1 |
| 2 緊急連絡先 | 4 |
| 3 個別の危機管理 | |
| (1) 校内事故発生時の対応 | |
| ① 児童の事故発時の対応 | 5 |
| ② 児童指導上の問題発生時の対応 | 8 |
| (2) 地震への対応 | |
| ① 大規模な地震が発生した場合の対応 | 9 |
| ② 津波への対応 | 11 |
| (3) 火災発生時の対応 | 12 |
| (4) 水害への対応 | |
| ① 台風等暴風発生時の対応 | 14 |
| ② 風水害・土砂災害発生時の対応 | 15 |
| (5) 不審者侵入時の緊急対応 | 16 |
| (6) 学校施設及び器物、盗難発生時への対応 | 17 |
| (7) 弾道ミサイル発射時の対応 | 18 |
| (8) 生徒指導上の諸課題への対応 | |
| ① いじめへの対策と対応 | 19 |
| ② ネット上のいじめへの対応 | 20 |
| ③ 自殺への対応 | 21 |
| (9) 教職員の不祥事への対応 | |
| ① 教職員の交通事故発生時の措置 | 22 |
| ② 体罰事故発生後の対応 | 24 |
| ③ セクシュアルハラスメント発生時の措置 | 25 |
| ④ 性暴力等の被害にあった場合の対応 | 26 |
| (10) その他 | |
| ① 伝染病・食中毒発生時の措置 | 27 |
| ② 光化学オキシダント対応マニュアル | 28 |
| ③ 食物アレルギー緊急事対応マニュアル | 29 |
| ④ 大規模災害等発生時の児童生徒等の引き渡しマニュアル | 30 |
| ⑤ 熱中症対策マニュアル | 32 |
| ⑥ クマ等の害獣対策のための対応フロー | 41 |

柳井市立大畠小学校 危機管理マニュアル

R8年（2026年）5月1日

1 ねらい

大畠小学校では本校の実情に応じて、危機を回避するための取り組み（事前の危機管理）、万が一危機事象が発生した場合の取組（個別の危機管理）、危機事象発生後の取組の3つの視点で危機管理マニュアルを整備することにより、児童・教職員の生命を守り安全確保を図る。

2 事前の危機管理

事前の危機管理は最も重要なマネジメントである。本校の実情に即し具体的に危機事象を想定した体制を整備しておくことは、児童・教職員の生命や身体を守るためにも最も重要である。この認識のもと、関係機関、地域社会等と連携しながら教職員等の役割分担及び情報収集・伝達方法などで全教職員の共通理解を図り、各自の適切な行動につなげたい。

（1）整備体制

学校においては校長を責任者として、学校安全に取り組む組織を整備する。
家庭・地域社会・関係機関との連携・協働し、役割分担をして学校安全に取り組む。
近隣の学校との情報交換を図り、不審者・危険箇所等の確認を行う。

（2）安全点検（管理）

定期的に（月1回）校内の安全点検を実施し、危険箇所の発見と修復に努める。
定期的に（年2回）通学路の安全点検を実施し、危険箇所の把握と児童への周知を行い、修復等を関係機関に依頼する。
ハザードマップを参考にするなどして、自然災害発生時の対応について常時検討を行う。
不審者情報・犯罪情報等をもとに、安全確保のための検討を常に行う。

（3）職員研修

危機管理に関する研修を、年度当初、学期中、長期休業中において適宜実施する。
研修内容は、防災、防犯、応急手当（AED・心肺蘇生法等）、アレルギー対応（必要に応じてエピペンを含む）、怪我・事故等への対応、交通事故・その他必要とされる内容とする。
研修は、報告研修や外部有職者・講師等によって行う。

（4）安全教育

安全教育の実施を通して、児童の危険予測や危険回避能力を育てる。（KYT 資料活用）
学校教育活動全体を通して、安全に関する意識を高める教育を行う。
外部講師、地域の人材を活用して安全教育を行う。（自転車教室・防災教室等）

（5）避難訓練

各事象発生時の留意点、火災、水害、地震、不審者侵入について講話や訓練を行う。
年間3回を目途に避難訓練を行う。
地域社会・関係機関と連携した避難訓練を行う。
具体的な訓練計画は年度毎に作成する。

3 個別の危機管理

個別の危機管理で最も重要なことは、児童・教職員の生命維持と安全の確保を最優先するために、想定される様々な危機事象に対して訓練や共通理解を深めておくことである。

（1）校内事故等発生時の対応

学校生活、特に授業中や休み時間は様々な事故が起こりやすい。頭部打撲・頸椎損傷、熱中症、アレルギーショック症状等については応急手当を確認しておく。
フローチャート1（校内救急体制）参照

(2) 地震への対応

東日本大震災の教訓を踏まえ、学校管理下だけでなく学校管理外においても児童・教職員が自らの命を守る避難行動がとれるような訓練や教育を行う。

(3) 火災への対応

校内で火災が発生した場合は、初期消火に努めるとともに速やかに通報（119番）を行う。また、放送等によって火元を知らせ、火元を避けてグラウンドに避難する。

(4) 水害（気象災害含む）への対応

市の防災計画によれば、本校は洪水による浸水想定区域の避難場所に指定されている。そのため、大雨、台風、竜巻等によって危険が予測される場合や洪水警報等が発令された場合は、児童の安全を確保するために自宅待機や臨時休校、学校待機等の措置を市教委等の関係機関と連携して行う。その際、気象情報、河川情報、柳井市防災メール、避難に関する情報などを正確に収集し判断する。

(5) 不審者侵入への対応

不審者が侵入した場合、教職員がすべきことは児童と自らの安全確保である。

(6) 学校施設及び器物、盗難発生時への対応

(7) 弾道ミサイルへの対応

弾道ミサイルが発射された場合は、Jアラート警報や岩国市防災メール等で情報を入手する。屋外にいる場合は、屋内に避難し、窓からできるだけ離れ、爆風や破片・飛散物等で怪我をしないよう床に伏せるなどして頭部を守る。

(8) その他の危機事象への対応

生徒指導上の諸課題への対応
教職員の不祥事への対応
伝染病・食中毒発生時の措置
光化学オキシダント対応マニュアル
食物アレルギー緊急時対応マニュアル
大規模災害発生時の児童生徒等引き渡しマニュアル

4 事後の危機管理

(1) 事後の対応

安否確認

事故等発生後に、速やかに児童の安否確認を行う。

学校待機

事故等発生後に、危険が迫っていると判断される場合、通学路の安全確保に問題がある場合は、児童を学校待機させる。

引き渡し

児童を保護者に引き渡す場合は、保護者の安全も確保されるよう配慮し、学校安全メールで連絡する。

教育活動の継続

児童の安全が確保されたと判断された場合は、教育活動の継続・再開への対応策を検討し備える。

(2) 心のケア

心の健康状態の把握

日常の健康観察、質問紙等での調査、保健室の来室状況、保護者からの情報で把握する。

支援体制の確立

普段の生活リズムへ移行するため、安心感を与える。

SC・地域の関係機関と連携する。

(3) 再発防止策

調査・検証・報告・再発防止策長

危機事象終了後に、被害等にあった児童・保護者への対応

市教委等への報告

基本調査とそれ以外に得られた情報に基づいて詳細調査を行い、市教委に報告する。最終的には調査結果の公表を行う。

(4) 報道機関への対応・保護者等への報告

事故発生後は迅速かつ確実に事実確認を行い、市教委の指導・助言のもと、保護者・地域等に情報提供を行う。

状況に応じて保護者説明会を開催し、必要な情報提供を行う。

報道機関への情報提供は、情報を整理し適宜提供を行う。情報の混乱を避けるために窓口を一本化（管理職）する。

5 その他

この危機管理マニュアルは毎年度見直しを図る。

緊急連絡先一覧

消防署（火災時）

☐ 119番

「もしもし、火災が発生しました。消防車をお願いします。」

- ① 火災発生の場所「柳井市立大島小学校の〇〇〇で火災です」
- ② 火災の状況とけが人等の人数等

消防署（救急車）

☐ 119番

「もしもし救急です。救急車をお願いします。」

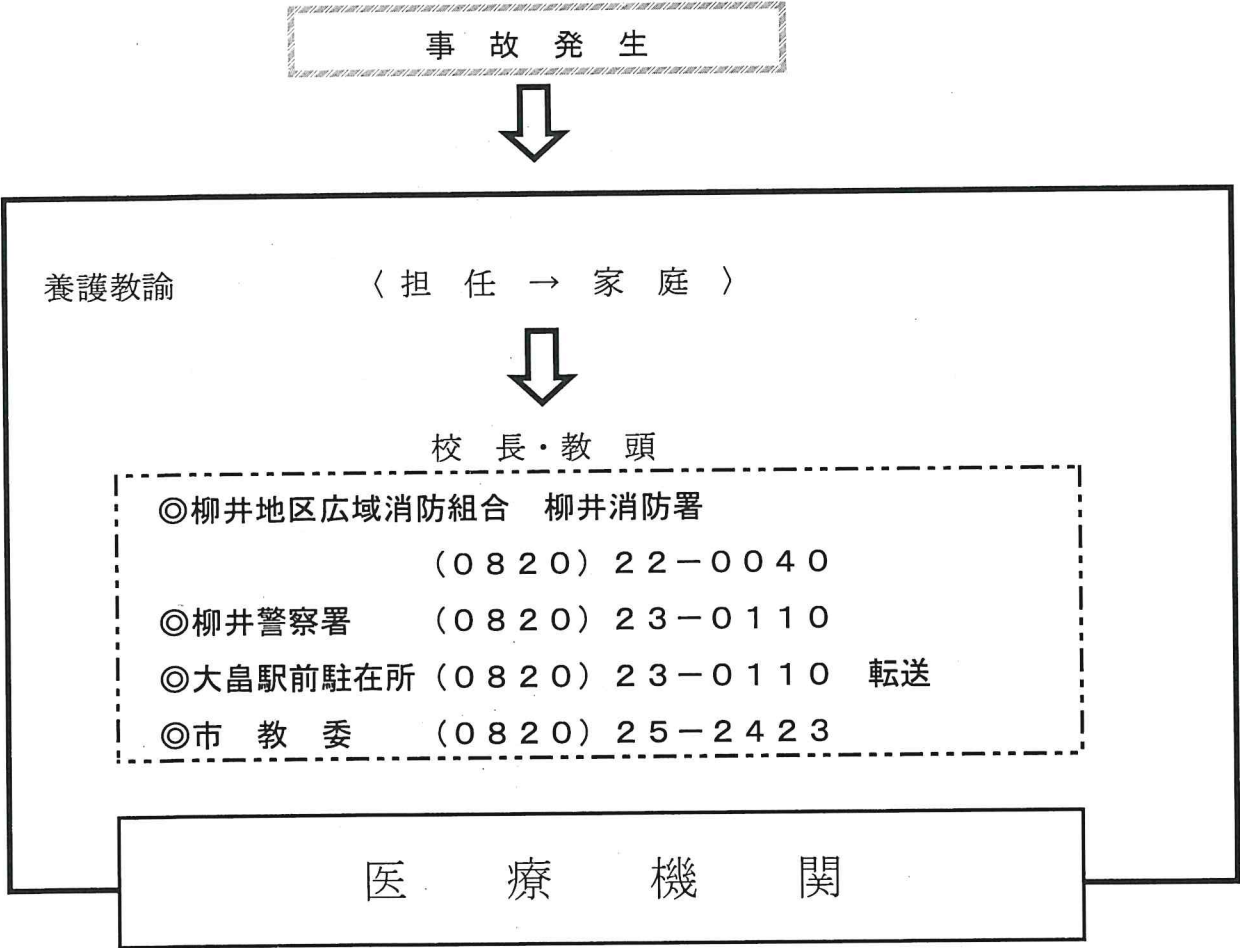
- ① 事故発生の場所
- ② 事故の状況と人数
- ※ 症状を伝え、救急車到着までの具体的な処置を聞く。

警察署（緊急時）

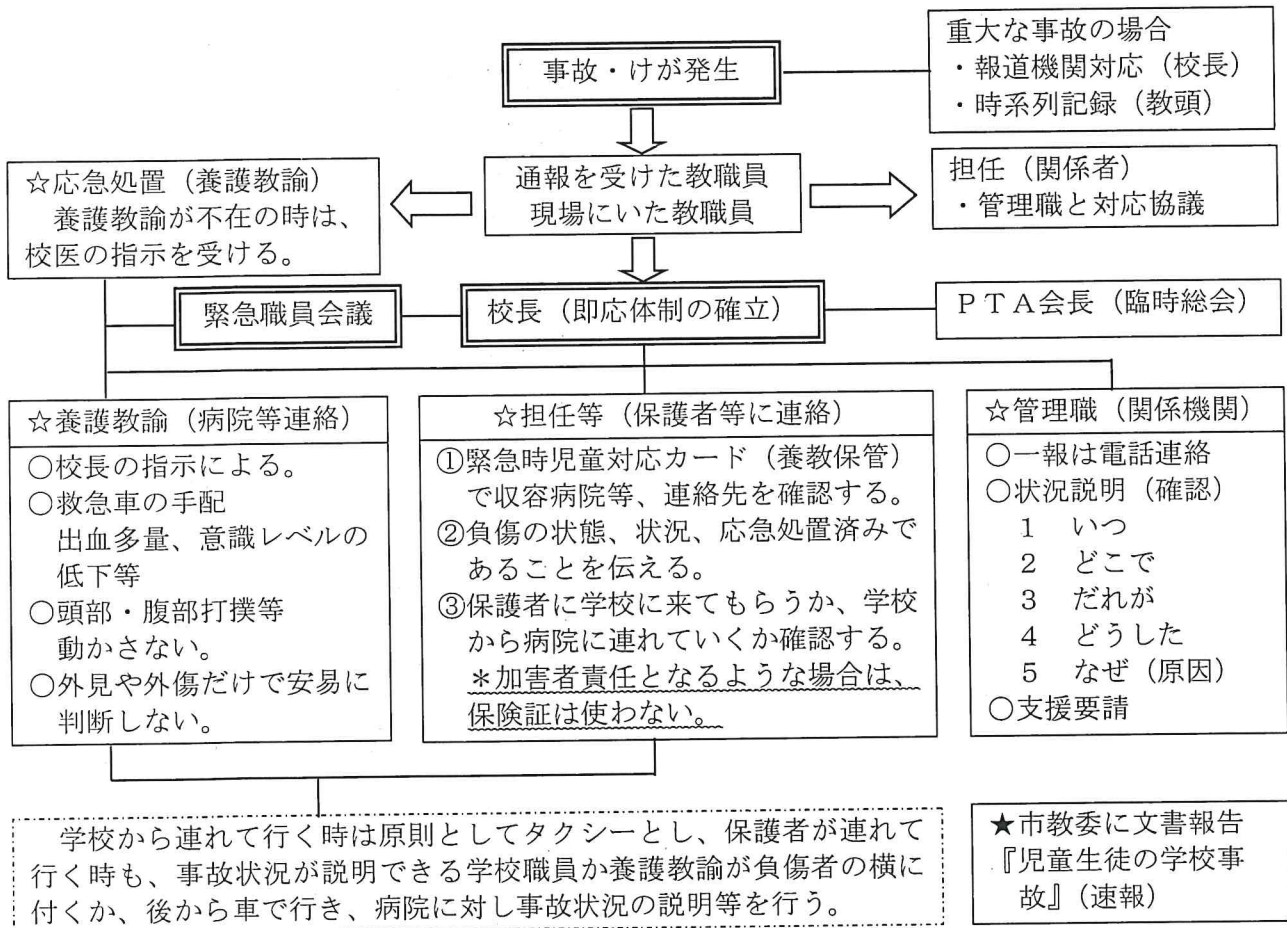
☐ 110番

◎大島駅前駐在所（0820）23-0110 柳井警察署へ転送

救急体制



児童の事故発生時の対応



付添い教職員等 (報告・連絡・相談)

- 医師の診断の結果を保護者とともに聴取し、指示を受ける。
- 必要に応じて管理職の来院を求める。
- 保護者と相談し、帰宅・帰校させる。

保護者不在の場合は、治療後担任等又は必要に応じて管理職から説明し、保護者に了解を得る。

- 医師の診断の結果を保護者とともに聴取し、指示を受ける。
- 必要に応じて管理職の来院を求める。
- 保護者と相談し、帰宅・帰校させる。

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター事務
- 保護者への説明 (養護教諭)
 - 「医療等の状況」の用紙渡し
 - 災害報告書記入と書類提出

全教職員・児童・保護者一体となった再発防止の取組

- 全教職員への事故に関する報告 (朝礼、職員会議)
- 緊急時の連絡体制の確認
 - 事故再発防止のための指導・手だての確認
 - 安全確認、事後措置の徹底

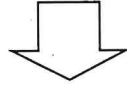
- 児童への指導 (事故の程度に応じて)
- 緊急全校集会
 - 学級活動
 - その他

- 事後措置 (緊急事態が収束した後の対応)
- 被害にあった児童並びに他の児童の継続的な現状の把握を行う。
 - 管理職は「事故報告書」を作成し、市教委に提出する。
 - その後の経過 (症状、保護者の様子) 等について、市教委に報告・連絡を行う。
 - 「緊急保護者会」を開催し、事故の報告と再発防止に向けた取組を協議する。

○ 学校管理下における事故・災害

事故発生

- ・ 応急手当（養護教諭等）一校内体制の確立
- ・ 消防署（119）・救急病院への手配、救急車の誘導
- ・ 状況の把握
- ・ 保護者への連絡 ・ 校医への連絡
- ・ 教育委員会へ第一報
- ・ 他児童の管理一事故の続発防止
- ・ 事故現場の確認・報道関係への対処



- ・ 事故防止のための物的管理（危険物、障害物の撤去）
- ・ 事故防止のための児童への安全措置並びに安全管理の点検
- ・ 教育委員会への文書報告
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センターへの手続き
- ・ 関係者（救急機関等）へのあいさつ
- ・ 各家庭への連絡（注意・理解）

配慮事項

校 内

- 1 被災児童の救急活動を最優先にする。
- 2 事故の続発防止のため、他児童の安全管理に万全を期す。
- 3 救急体制を至急編成し対処する。学校長(教頭)を中心とした指揮系統の一本化。
 - ・ 救急活動に対処する者—被害者の手当、病院(車)の手配
 - ・ 安全管理にあたる者—児童の掌握、状況確認
 - ・ 連絡(通報)をする者—保護者、関係機関への連絡
- 4 救急活動が迅速になされるよう、救急車の誘導等に配慮すること。
- 5 事故現場を確認すること。
- 6 状況を的確に把握し、外部への連絡、報道については窓口を一つに絞る。
- 7 保護者への対応は、誠意をもってああたり、十分な配慮をする。
- 8 教育委員会へ直ちに電話で連絡する。
家庭や事故当事者から詳しく状況を聞くことが難しい場合は、状況の概略(日時、場所、被害程度、応急処置等)でよい。
- 9 広報等を通じて、各家庭に事故の状況と対策(指導)を知らせ、不安感や間違っ
た情報が広がらないように配慮する。
- 10 被災児童の事後の経過について配慮し、適切な措置をとるようにする。

校 外

- 1 校外の場合(登下校は管理下に入る)も校内に準じて考える。
- 2 校長、生徒指導主任及び学級担任は、事故現場の確保、病院または家庭への訪問
等を行い、被災者及び家庭への事後の対処について誠意を尽くす。
- 3 警察等と連絡を取り、状況を把握するとともに、事故の安全指導・管理について
早急に対策を立てる。

○ 休日等学校管理下外における災害

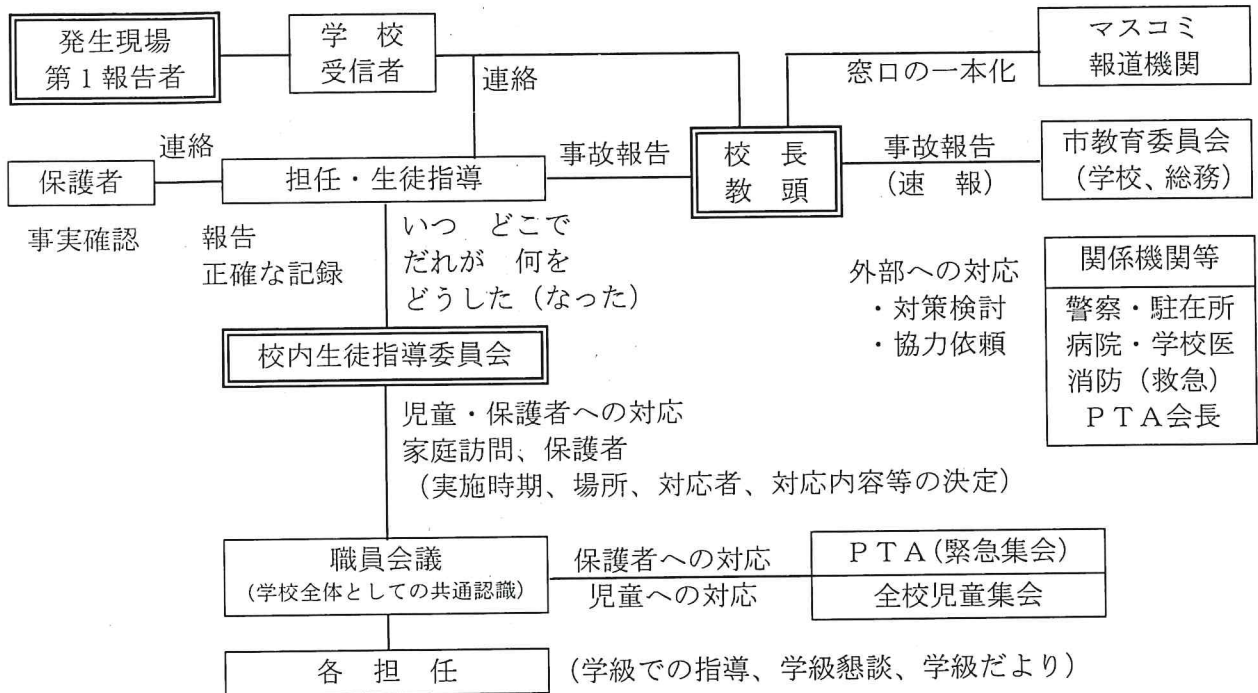
- 1 事故現場や事故の状況及び加害者や被害者名の把握 <担任>
- 2 教育委員会への速報 <校長・教頭>
- 3 後日、市教委への文書報告 <校長・教頭>

○ 負傷（交通事故・水難事故含む）発生時の措置

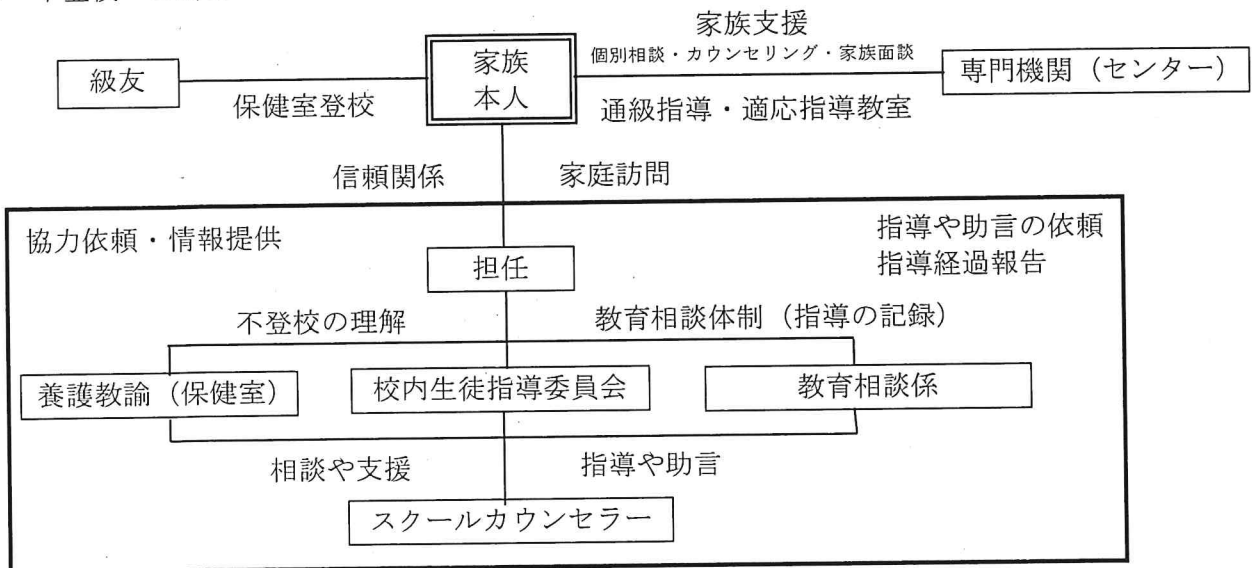
- 1 正確な情報をつかむ。
※ いつ・どこで・だれが・どうした・なぜ（原因は）
- 2 報告
発見者・・・担任・養護教諭・校長（教頭）・保護者
校長・・・教育委員会 養護教諭・・・日本スポーツ振興センターへ
- 3 対処の方法
(1) 救急措置をする。(2) 救急車の要請またはタクシーで病院へ
(3) 保護者へ連絡する。
- 4 留意事項
(1) けがなどの箇所程度など、負傷者の状況を把握する。
(2) 緊急時児童対応カードで確認（養護教諭保管）保管場所を確認しておく。
(3) 病院へは、電話連絡しておくこと。
(4) 保護者へ連絡し、保険証を持参してもらう。但し、交通事故で加害者責任となるような場合は、児童の保険証は使わない。
(5) 担任か養護教諭が同行し、残った教職員は、学校で対応する。
(6) 他の児童への動揺を与えないように指導する。
(7) 保護者へ負傷者を引き渡すまでは、付き添い看護を行う。
(8) 事故に対する報告は、事実を即して正確かつ詳細にし、憶測を交えない。
(9) 交通事故は、加害者の確認、事故の実態把握に努める。なお、加害者への対応は誠意をもってするが、判断は警察・保護者に任せる。

児童の事故発生時の対応

1 問題行動への基本的対応（万引き、窃盗、障害、いじめ、飲酒、喫煙、家出 他）



2 不登校への対応



3 予防や対応上の留意事項

- ① 生徒指導で児童の自己対応能力を育成すること。
- ② カウンセリングマインドによる児童理解に努めること。
- ③ 積極的な児童理解を行うこと。
- ④ 対応を長引かせないこと。
- ⑤ プレッシャーをかけないこと。
- ⑥ 記録をきちんととること。
- ⑦ 級友のネットワークを活用すること。
- ⑧ 線職員が学校全体の問題であるという認識に立つこと。
- ⑨ 家庭・専門機関等の連携を図ること。

大規模な地震が発生した場合の対応

1 通報・避難等

(1) 警報伝達

① 地震発生⇒教師は窓から離れて、頭を守り、机の下に身をかがめて潜るよう指示する。また、出入り口を開けて避難経路を確保する。体育館や運動場では、倒れやすい物から離れて退避する。

その他の場所では、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる。

② 避難の放送⇒放送を静かに聞かせる。

(例1) 授業中

「地震が発生しました。児童の皆さんは、先生の指示に従って行動してください。」(2回繰り返す)

(例2) 休み時間発生

「地震が発生しました。安全な場所で頭を守って身をかがめ、揺れがおさまったら、運動場砂場前に避難しましょう。」(2回繰り返す)

※放送機器が使えないときは、直接行って伝える。

(2) 避難の方法

① 教師は、避難経路と避難の方法を指示する。

「おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない」を徹底させる。窓を閉め、カーテンを開ける。電機、電源を切る。…余裕がある時

② 赤白帽子をかぶらせ、黙って、教室後ろに並ばせる。(担任は、出席簿を持って人数を確認)

③ 教師の誘導のもとに、上履きのまま運動場砂場前に避難する。

④ 避難中に階段や廊下で他の学年と出会った場合は、低学年を優先する。

⑤ 外へ出たら、無言で、避難場所まで走る。

⑥ 避難場所では、全校朝会の並び方で海側の方を向いて並び、整列したら座る(学年毎)。

(3) 避難終了後

① 教師は人員の確認と報告を速やかに行う。

[報告の順序] 学級担任(授業担当者)⇒校長(教頭)

※校長・教頭・養護・事務は、なるべく携帯電話と児童名簿・緊急引き渡しカードを持ち出す。

☆在校中の対応

| | 授 業 中 (屋内) | 休 み 時 間 等 | |
|-------|--|--|--|
| | | 屋 内 | 屋 外 |
| 揺動中 | <ul style="list-style-type: none"> ・全員机の下に一時避難させる。 ・<u>出入り口の戸を開ける。</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・同左 ※トイレ…その場にかがむか、できればドアを開けてドアの外にかがむ。 | <ul style="list-style-type: none"> ・塀やゴール等から離れ、中央部にしゃがむ。 |
| 避難放送 | <ul style="list-style-type: none"> ・放送終了後、避難経路を示し、避難の誘導をする。 ・状況によって、避難経路を変更する。(ガラスの破片に注意) | <ul style="list-style-type: none"> ・その階にいる児童の安全を確認する。 ・避難誘導する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所(運動場砂場前)に集合させ、学年毎に並ばせる。 |
| 集合完了後 | 避難状況報告 <ul style="list-style-type: none"> ・担任は、人数を確認し校長(教頭)に報告する。 *出張等で不在の学年には、隣の教室の担任が指示・誘導する。人員確認と報告を速やかに行う。「〇年、在籍〇名、欠席〇名、現在〇名、異常なし」…学級担任⇒校長(教頭) ・不明児童がいる場合は、安全に配慮した上で下記の分担で搜索する。 1年担任…しおかぜルーム・1階トイレ・図工室 2年担任…体育館 3・4年担任…音楽室・理科室・家庭科室・図書室 5・6年担任…やまびこルーム・集会室・2階トイレ 養護教諭…保健室 事務主事…職員室・うずしおルーム ※可能なら携帯電話を持ち出しておくといよ。(消防署 45 - 2911 等への連絡のため) | | |

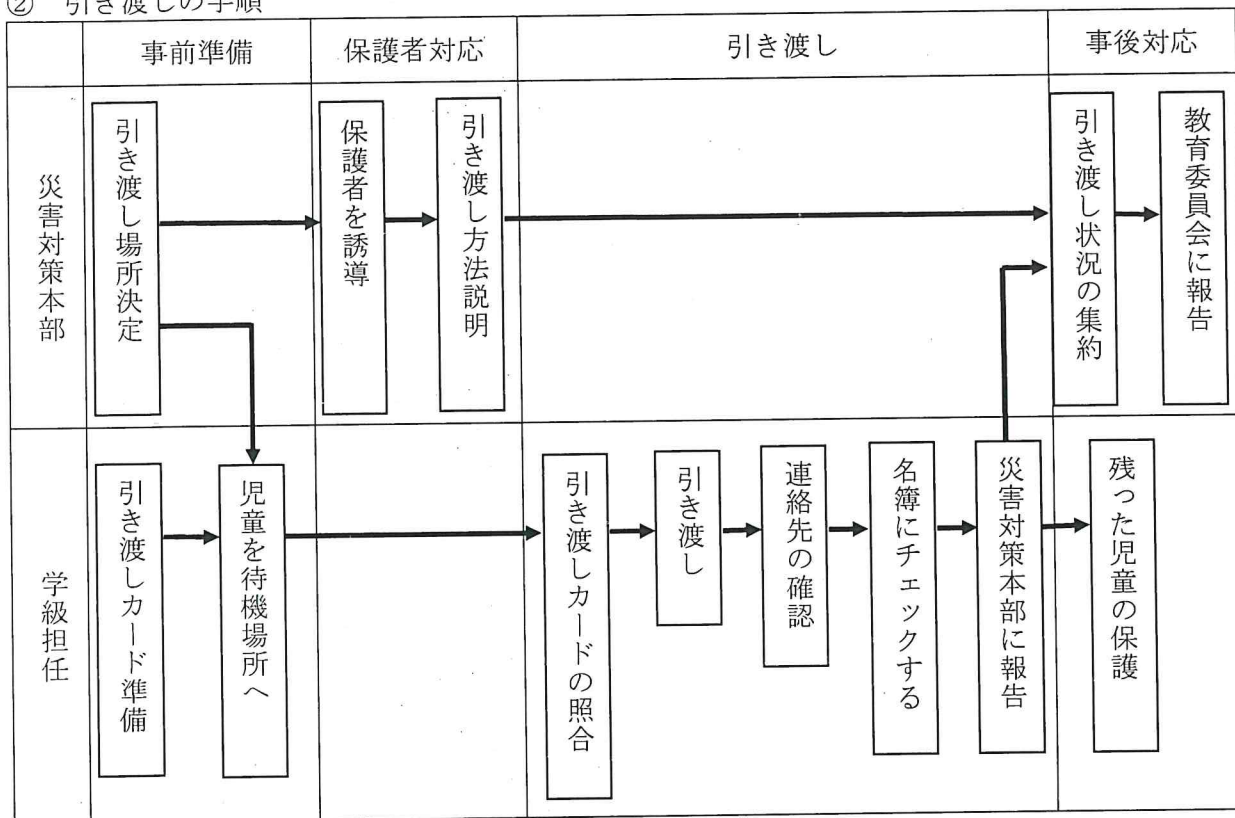
変更(搜索場所)

(4) 引き渡しと待機

① 引き渡しの判断

- 震度5弱以上…保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。
- 震度4以下…原則として集団下校させる。

② 引き渡しの手順



③ 緊急引き渡しカード

| 緊急引き渡しカード | | | | | |
|-------------|---------|--------|------------|----------|-------|
| 児童氏名 年 組 | | | | 兄弟関係 | |
| No. | 引き取り者氏名 | 児童との関係 | 連絡先 (固定電話) | 連絡先 (携帯) | チェック欄 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(5) その他

《児童の下校時に地震が発生した場合の事前指導》

- ブロック塀や石塀、自動販売機、古い建物や建設中の建物などから遠ざかる。
- 落下物・転倒物 (看板・電柱等)、ガラスの飛散等に気を付けて歩く。
- なるべく広い場所に避難する。ランドセルや手提げで頭を覆ってしゃがむ。
- 揺れが収まったら、海岸及び河川、崖下、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。可能な範囲で学校が近くの場合は学校へ向かう。家 (目的地) が近くの場合は家 (目的地) へ向かう。どちらが近いかはっきりしない時は、学校へ向かう。

津波への対応

地震発生



1 在校時

職員及び児童の動き《初動対応》

- ・震災に対する一次避難（机の下に入る）
- ・揺れが収まったら、児童の安全確保を図るとともに校舎の安全を確認する。
- ・地震の規模や、津波に関する情報の入手（テレビ・ラジオ・携帯電話・パソコン等）

【校舎の上階（音楽室）を避難所とする場合】

職員の動き

- ・児童を上階（音楽室）へ避難誘導する。
- ・携帯電話、ラジオ、無線等を校舎上階への運び出しをする。
- ・上階への避難後ただちに点呼を取り、児童の安否を確認する。
- ・周辺住民が学校に避難してきた場合、整理にあたる。

児童生徒の動き

- ・予め決められた避難経路を通り、校舎上階（音楽室）に駆け上がる。
- ・教員がいない場合（休み時間等）は、校内の放送に従い迅速に行動する。

【学校以外の高台（西上原公会堂）等の避難地を想定する場合】

職員の動き

- ・土砂崩れや建物の倒壊等の恐れはないか等、避難経路の安全を確認する。
- ・先導役は、電柱・ブロック塀の倒壊、崖崩れなどにも注意を払って誘導する。
- ・避難する児童の最後尾にも教員が付き、遅れる者が出ないように注意する。
- ・無線等を避難所への運び出しをする。
- ・避難が一段落したら、点呼を取り、児童の安否を確認する。

児童生徒の動き

- ・予め決めておいた避難場所（西上原公会堂）へ急いで駆け上がる。
- ・小学校高学年以上は、低学年の児童に遅れる者がないように気を配る。
- ・教員がいない場合（休み時間等）は、校内の放送に従い迅速に行動する。

※ 強い地震（震度4以上）を感じた場合、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じたときは、津波が発生する恐れがある。

火災発生時への対応

1 通報・避難等

(1) 火災発生

- ① 防災感知盤で火災発生場所を確認し、消火器を持って確認に走る。(教頭・養護・職員室)
- ② 火災発生を確認したら職員室に伝え(校内インターホン等の利用)、校長の報告後、指示を受けて緊急放送(校内放送)をかける。(教頭・事務・養護)
- ③ 校長の指示を受けて119番通報する。

119番通報…「火災発生。こちらは大島小学校です。〇階の〇〇室が燃えています。
けが人は(状況説明)です。すぐ来てください。」
・住所…柳井市大島757-2 ・電話…45-2203

※ 緊急放送(校内放送)⇒放送を静かに聞かせる。教師は諸帳簿を用意し、児童の所在を確認する。

(例)「ただ今〇〇室で、火災が発生しました。児童の皆さんは、先生の指示に従って、ただちに〇〇〇〇に避難してください。(2回繰り返す)」
(放送機器が使えない場合は、直接行って伝える。)

(2) 避難の方法

- ① 教師は、避難経路と非難の仕方を指示する。
「おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない」を徹底させる。
- ② 赤白帽子をかぶらせ、静かに早く教室後ろに並ばせる。(担任は、諸帳簿を持って、人数を確認)
- ③ 教師の誘導のもとに、上履きのまま避難場所に避難する。
※壁伝い(壁のある時は、腰を低くする)
- ④ 避難中に階段や廊下で他の学年と出会った場合は、低学年を優先する。
- ⑤ 外へ出たら、ハンカチを取り、無言で、避難場所まで走る。
- ⑥ 避難場所では、全校朝会の並び方で海側のほうを向いて並び、整列したら座る(学年毎)。

(3) 避難終了後

- ① 教師は人員の確認と報告を速やかに行う。

[報告の順序] 学級担任(授業担当者)⇒校長(教頭)

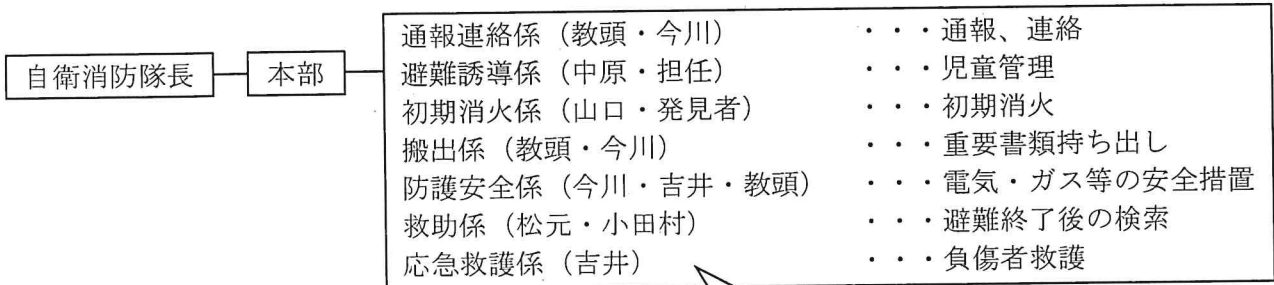
※ 校長・教頭・養護・事務は、なるべく携帯電話と児童名簿、緊急引き渡しカードを持ち出す。

☆在校中の対応

| | 授 業 中 (屋内) | 休 み 時 間 等 | |
|-------|--|---|---|
| | | 屋 内 | 屋 外 |
| 避難放送 | <ul style="list-style-type: none"> ・放送終了後、避難経路を示し、避難の誘導をする。 ・状況によって、避難経路を変更する。 ・避難時の留意事項は、上記(2) 避難の方法 を参照。 | <ul style="list-style-type: none"> ・その階にいる児童の安全を確認する ・避難誘導する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所に集合させ、学年毎に並ばせる。 ・並ばせた後、落ち着いて待たせる。 |
| 集合完了後 | <p>避難状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任は、人数を確認し校長（教頭）に報告する。 ※出張等で担任不在の学年には、隣の教室の担任が指示・誘導する。人員確認と報告を速やかに行う。「〇年、在籍〇名、欠席〇名、現在〇名、異常なし」…学級担任⇒校長（教頭） ・不明児童等がいる場合には、安全に配慮した上で下記の分担で捜索する。 1年担任…しおかぜルーム・1階トイレ・図工室 2年担任…体育館 3・4年担任…音楽室・理科室・家庭科室・図書室 5・6年担任…やまびこルーム・集会室・2階トイレ 養護教諭…保健室 事務主事…職員室・うずしおルーム <p>※可能なら携帯電話を持ち出しておくといよい。(消防署 45 - 2911 等への連絡のため)</p> | | |

変更（捜索場所）

2 自主防火組織



変更（名前）

※ 夜間・休日・放課後の火災

- (1) 連絡網を通じて全職員へ知らせる。
- (2) 教職員は直ちに出勤し、消防職員や校長の指示により防災・搬出にあたる。

台風等防風発生時の対応

在
宅
時

前日周知・メールによる緊急通報やweb活用

1 最新気象情報の確認
(山口県土木防災システム Web ページを活用)

2 管理職等の緊急協議

3 校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有

■ 基本的な対応

| 警報等 | 授業 | 対応 |
|--|----|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 台風接近 ・ 暴風警報 ・ 竜巻注意情報 | 中止 | ① 休校の連絡は前日までに <u>行う</u> 。 天候が急変した場合など、朝6：00の段階で暴風警報等の発令の際は、休校または自宅待機とし、朝6：30までに緊急連絡する。 |
| | 実施 | ① すぐに暴風警報等が解除され、午前・午後に、授業が開始できる状況であれば、自宅待機とする。 ② 教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。 ③ 教職員・見守り隊等で安全を確保する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨・洪水警報 ・ 強風注意報 ・ 大雨・洪水注意報 | 実施 | ① 各家庭が安全に登校できることを確認し、登校する。 ② 通学路の状況等により、安全な登校が心配な場合、担任に連絡し、自宅待機後、状況を見て登校する。 |

台風の際は、前日までに、休校・自宅待機等の方針を児童・保護者に周知する。
 自宅待機後に登校する可能性がある場合は、緊急連絡の時間・方法等について、

在
校
時

即時対応

3 校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有

気象情報に基づき、今後の見通しも踏まえ、対応を決定する。

| 警報等 | 授業 | 対応 |
|--|----|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 台風接近 ・ 暴風警報 ・ 竜巻注意情報 | 中止 | ① 担当者は、気象情報や交通状況を定期的に確認する。 ② 教職員が安全を確認し、集団下校する。 ③ 安全な下校が困難と判断される場合、学校で待機させる。天候により、保護者に連絡し、 <u>迎えを依頼する</u> 。 ④ 必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨・洪水警報 ・ 強風注意報 ・ 大雨・洪水注意報 | 平常 | ① 原則は、平常授業とする。 ② これまでの降雨量や今後の気象予報、地域の実状に応じて、注意報段階での下校も検討する。 |

保護者の迎え等については、連絡方法や保護者への引渡方法を共通理解しておく。

留
意
点

- メールによる緊急通報システムや、学校 Web ページの緊急通信欄等を整備しておく。
- 風雨が小康状態になっても、土砂災害等の二次災害の危険があり、慎重に対応する。
- 被害防止のため、強風による転倒や移動の可能性がある物の固定、ドアの開閉や窓ガラスの飛散防止などに取り組む。
- 竜巻は、何処でも起こる可能性がある。「竜巻注意情報」が発令された場合、速やかに児童等に知らせる。空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が発生するなど積乱雲が近づいた場合、頑丈な建物の中に入り、ガラス窓から離れ、安全を確保する。

風水害・土砂災害発生時の対応

「山口県土木防災情報システム」の洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所マップ、柳井市作成のハザードマップをもとに、校区内の危険箇所を把握し、予め安全マップに掲載する。対応方針を児童・保護者に周知しておく。

在宅時

1 災害発生危険度が高い場合、最新気象情報を定期的に確認
(山口県土木防災システム Web ページを活用)

2 管理職等の緊急協議

3 校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有

■ 基本的な対応

| 警報等 | 授業 | 対応 |
|---|----|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>土砂災害警戒情報※</u> ・ <u>記録的短時間大雨情報</u> | 中止 | ①朝 6 : 0 0 の段階で土砂災害警戒情報※や記録的短時間大雨情報が発令され、児童の登校に危険が想定される場合は、休校、または自宅待機とし、朝 6 : 3 0 までに緊急連絡する。 前日に想定できる場合は、前日に連絡する。 |
| | 実施 | ①午前・午後に、授業が開始できる状況であれば、自宅待機とする。 ②教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。 |

□児童への連絡方法、登下校の安全確保、保護者の迎え等については、台風等暴風対応マニュアルに準ずる。

在校時

3 校長（責任者）の指示事項 及び 対応の情報共有

□気象情報に基づき、対応を決定する。なお、保護者の迎えや担任等による帰宅確認については、台風等暴風対応マニュアルに準ずる。

| 警報等 | 授業 | 対応 |
|---|-----------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>土砂災害警戒情報※</u> ・ <u>記録的短時間大雨情報</u> | 実施 (願) | ①災害発生 of 危険性が高まっている際は、担当者は、気象情報や交通状況を定期的に確認する。 ② <u>土砂災害警戒情報※や、記録的短時間大雨情報が発令され、児童の下校に危険が想定される場合は、必ず学校待機とする。状況により、2階に避難する。</u> ③但し、市防災部局から避難指示等があった際は、指定された避難所に避難する。避難所は事前に周知する。 ④天候回復後、教職員が通学路等の安全を確認し下校する。 |

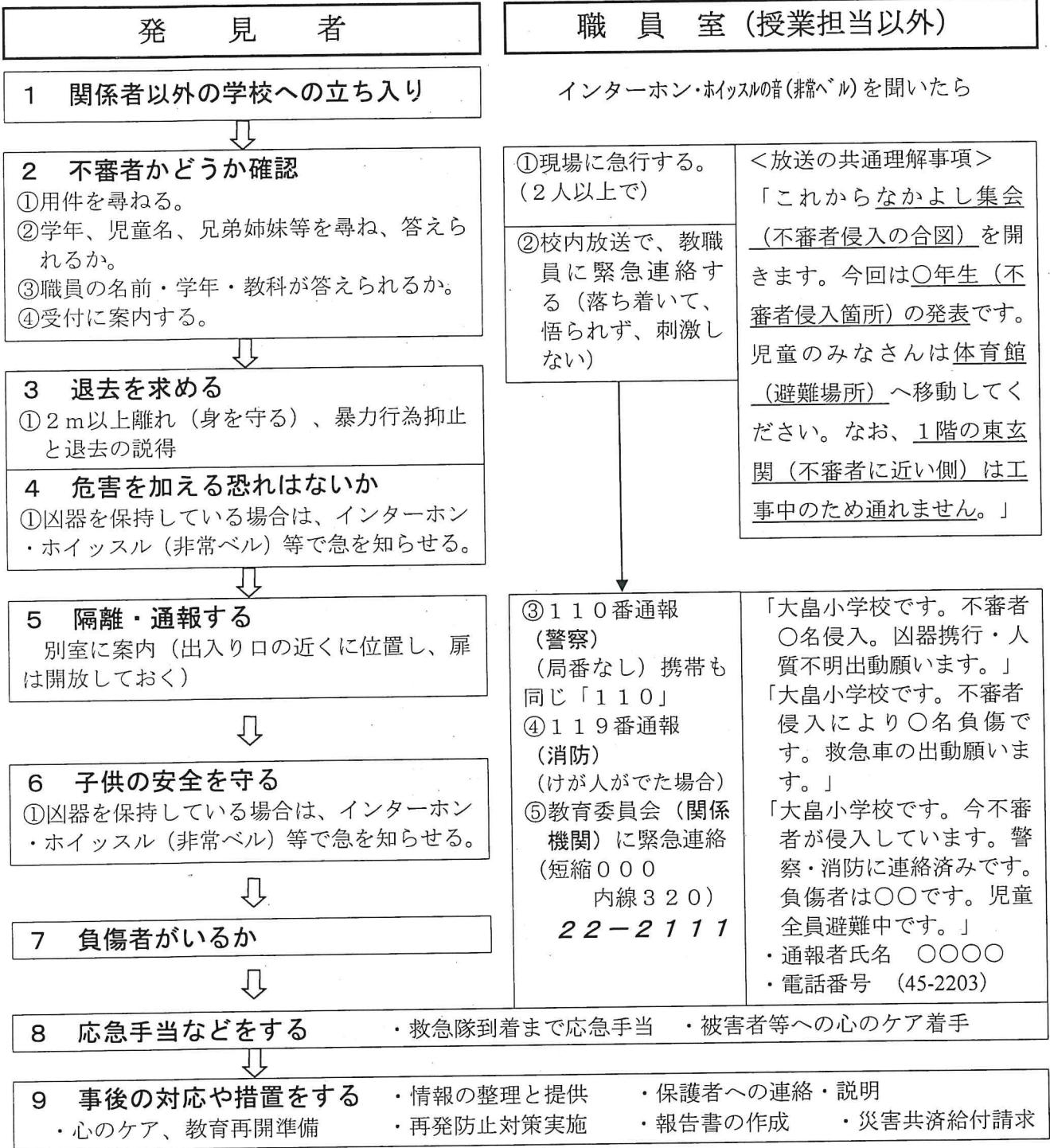
※本情報は、土砂災害の危険性が高まった場合に発令される。併せて、山口県土木防災情報システムに、地域の危険度を4段階で示した「土砂災害降雨危険度」が掲載されているので、「危険度レベル3」を目安に、休校・自宅待機・学校待機等を行う。

■気象庁によると、1時間に20ミリ以上の強い雨が降ると、小さな川や側溝があふれ、小規模の崖崩れが始まる可能性があるとしている。この場合、十分な注意が必要である。

□児童・保護者等に、休校・自宅待機等の決定を速やかに連絡できるよう、メールによる緊急通報システムや学校 Web ページの緊急通信欄等を整備しておく。

□災害発生時は、児童の安否確認が急務である。さらに、家族・住居等の被災状況等を早急に確認し、必要に応じてケア対策を講じる。

不審者侵入時の緊急対応



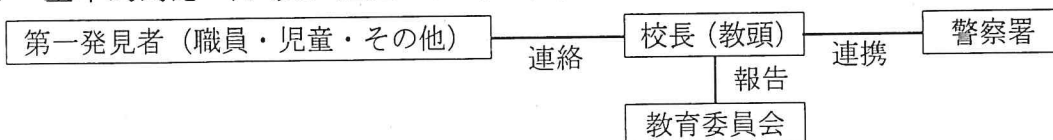
不審者侵入時の役割分担

| | |
|-------------|------------------|
| ◇本部 | 校長、教頭 |
| ◇通報・連絡係 | 事務(教頭) |
| ◇救護係 | 養護教諭 |
| ◇避難誘導係 | 学級担任・授業担当者 |
| ◇防御係 | 発見者・教頭・教諭 |
| ◎安否確認(全体掌握) | 校長 |
| (各学級)学級担任 | (校内外巡視)担任外 |

- 《大切なポイント》
1. 児童の安全確保、生命維持最優先
 2. 冷静で的確な判断と指示
 3. 適切な対処と迅速・正確な連絡・通報

学校施設及び器物破損事故、盗難事故発生時への対応

1 基本的対応（事故が発生した時は、直ちに概要を校長（教頭）に報告する）



2 処置の方法

- (1) 発見現場を保持しておく。
- (2) 管理職（校長・教頭）への連絡
- (3) 教育委員会への速報
 - ・校長の判断で、必要に応じて報告する。
 - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
- (4) 管内の警察署への通報
 - ・学校だけで対応することが困難と判断した場合は、躊躇なく警察署へ協力を依頼する。

盗難が児童のものであった場合

- (5) 被害児童から、5W1Hについて聞き取る（担任、生徒指導主任等）
- (6) 被害児童の保護者への連絡
 - ・盗難の事実と、現在分かっていることを伝える。
 - ・学校管理下で起こったことに対して謝罪する。
 - ・警察署への「被害届」の提出について意向を聞く。
- (7) 関係者による緊急対策会議の開催
 - ・情報集約
 - ・具体的な対応策の検討
- (8) 緊急職員会議の開催
 - ・全教職員への周知と共通理解
 - ・今後の対応策の検討と役割分担
- (9) 全校児童への指導（臨時の学級活動、学年集会、全校集会等の実施）
 - ・盗難被害があったことの説明
 - ・憶測や噂話を自重するよう指導する。
 - ・貴重品管理の在り方を指導するとともに、ものを大切にする態度を育てる。

3 再発防止に向けた校内体制の充実

- 児童の動向の掌握
- 貴重品管理の徹底

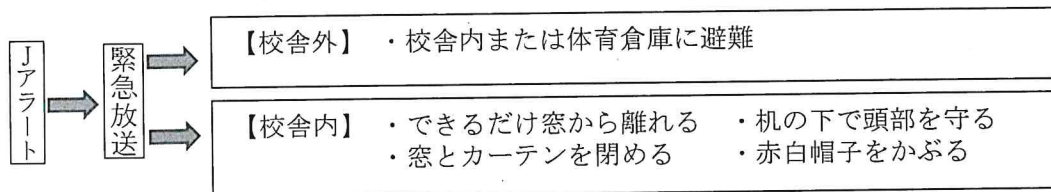
弾道ミサイル発射時の対応

1 事前指導・・・弾道ミサイル飛来に伴う行動等について実態に応じた指導を

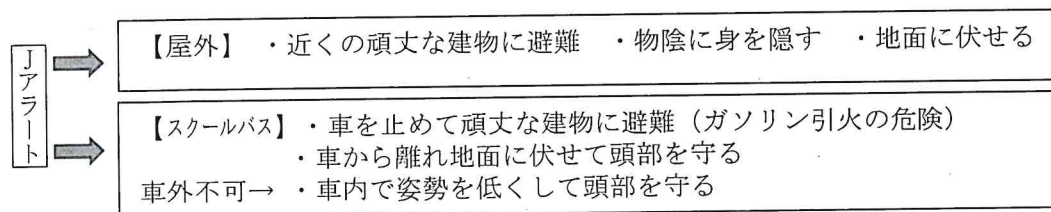
- (1) 弾道ミサイルの特徴
 - ・発射から通過（着弾）まで極めて短時間であること
 - ・着弾時には、爆風や破片による被害が想定されること
- (2) 弾道ミサイル飛来等に関する緊急情報の発信
 - ・Jアラート（全国瞬時警報システム）や防災行政無線などで周知されること
 - ・防災行政無線のスピーカーは校舎西側にも設置されていること
- (3) 発生時の安全確保
 - ・状況判断と落ち着いた行動（自らの安全確保）が重要であること

2 Jアラート等の警報発令時・・・可能な限り緊急校内放送等による指示を

(1) 在校時

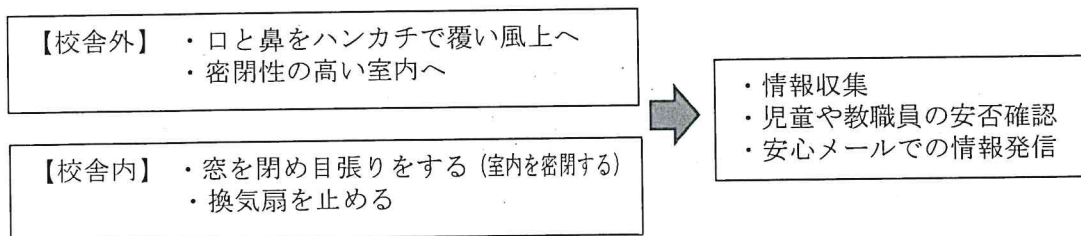


(2) 登下校時

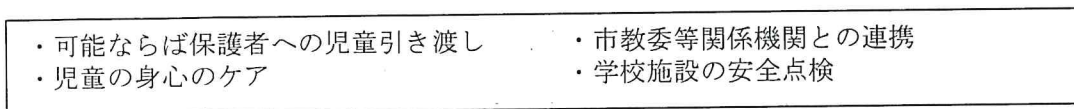


3 近くに着弾した場合

(1) 直後の対応



(2) 事後の対応



いじめへの対策と対応

1 いじめの定義

当該児童が、一定の人間関係のある者から 心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの なお起こった場所は学校の内外を問わない。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

2 いじめ発生（進行中）への対応

【大畠小学校いじめ防止基本方針にもとづいて対応する】

(1) 事実関係の把握

- ・誰が誰に対してのいじめなのか（個人か集団か）
- ・どのようないじめなのか（いじめの内容）
- ・きっかけは何か（原因・動機・背景）
- ・いつ頃から始まったのか（期間）

(2) 早期対応

いじめられた児童の指導

- ・仕返しなどの不安感の除去
- ・心情の共感的理解
- いじめられた児童の保護者への対応
 - ・受容と共感の態度で気持ちを聞き、学校の指導方針について理解を求める。

いじめた児童の指導

- ・内面に迫る指導
- いじめた児童の保護者への対応
 - ・事実を正確に伝え、学校の指導方針について理解を求める。

全体への指導

- ・傍観的態度の払拭
- ・いじめへの立ち向かい

3 対応役割

(1) 管理職

- ・報告・連絡・相談を受けたら適切な指導や方策を講じる。
- ・保護者との連携
- ・教育委員会への報告
- ・他機関との連携（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察等）

(2) 学級担任

- ・事実把握とその解決のために、管理職や他の教職員に報告・連絡・相談を行いながら当事者や保護者への指導にあたる。

(3) 生徒指導主任

- ・学級担任を支え、解決策を提案し、校内体制を整える。

ネット上のいじめへの対応

- 1 「ネット上のいじめ」の発見／児童・保護者等からの相談
 - (1) 児童や保護者からの相談
 - (2) 児童の様子の変化から、事案を把握
※ 子どもたちが出すいじめの兆候を見逃さず、「ネット上のいじめ」に対応する。
- 2 書き込み内容の確認
 - (1) 書き込みのあった掲示板等のURLを控える。
 - (2) 書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。
 - (3) 携帯電話での誹謗・中傷の場合は、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。
- 3 掲示板等の管理者に削除依頼
 - (1) 個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校のパソコンやメールアドレスから行う。
※ 削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。(掲示板等の管理者の中には、悪意のある人もおり、個人情報悪用される場合もある。)
- 4 掲示板等のプロバイダに削除依頼
※ 掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ(掲示板サービス提供会社等)へ削除依頼を行う。
- 5 削除依頼しても削除されない場合
 - (1) 送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容の再確認
(不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送)
 - (2) 警察や法務局・地方法務局に相談する。

◇ 児童への指導のポイント ◇

- (1) 掲示板等の誹謗・中傷の書き込みについて
 - ① 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
 - ② 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
 - ③ 掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあったこと。
- (2) チェーンメールについて
 - ① 携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したか若しくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは、通常の方法では不可能であること。
 - ② チェーンメールの内容は、架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
 - ③ チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身も「ネット上のいじめ」の加害者となること。チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合があること。

自殺への対応

1 状況の把握（情報収集と整理）

- ・何が起こったのか、客観的で正確な事実を把握する。また、学校や教育委員会の「対応経過」を時系列でメモしておく。（※自殺かどうかは推測や報道内容で判断しない。）
- ・「自殺かどうか」については学校が判断できるものではない。警察からの情報等による事実確認。
- ・情報を収集しつつ整理し、全教職員が共通認識すべき内容はしっかりと共有する。
(情報担当は教頭が行い、情報の一元化をする。)

※ 学校サポートチームと密に連携を図る。

2 当面の対応

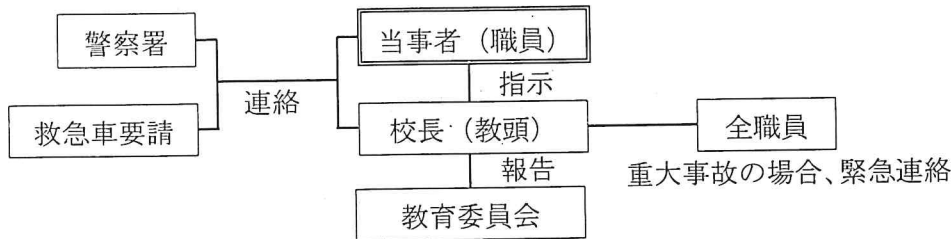
- (1) 校内で起こった場合…現場での応急処置、居合わせた子どもへの対応、教育委員会への報告、警察との連携、外部からの問い合わせへの対応、報道への対応
- (2) 遺族への対応…校長、教頭（連絡窓口となる教職員）、担任の訪問。
(※ 保護者、マスコミへの事実の公表について了解を得る。)
- (3) 緊急職員会の実施
 - ・情報の共有化と各対応における役割分担を決める。
 - ・学校再開の方針の決定…なるべく休校は避け（自殺の連鎖を防ぐ）、学校の日常活動を段階的に早期に平常化させる。
※亡くなった子の死を悼むこととの間にバランスをとるため、遺族の理解と協力を得る。
- (4) 緊急保護者会の開催…ただし、事実の説明についてはあらかじめ遺族の意向を確認する。
※スクールカウンセラーの参加要請（心のケアについて 20 分※ぐらいの講話（心理教育）をお願いします。）
※当初は保護者向け文書を発行し、今回の事実や学校の対応、今後の予定、また、保護者が子どもに適切に接することができるように、子どもへの接し方や校内のカウンセリング、外部の医療機関や相談先の情報などを適宜お知らせする。
- (5) 記者会見… 2社以上※の取材（依頼）があった場合には開くつもりで準備を始める。
※マスコミへの事実の公表について遺族の意向を確認する。
※発生事実の概要、対応経過、今後の予定などを整理しておく。
※文書で示せる内容、口頭でのみ伝える内容、質問があってから説明する内容等に分けておく。

3 学校再開の準備

- ・心配なクラスや保健室には補助の教師やスクールカウンセラーなどを配置する。
- ・校内で起こった事案であれば、現場を見せないための対策が必要。必要に応じて現場を遮蔽し、関係者以外校内立入禁止などの表示をする。
- ・登下校の見守りを実施する。

教職員の交通事故発生時の措置

1 基本的対応（事故が発生した時は、直ちに概要を校長（教頭）に報告する）



2 事故への対応

加害者の場合

- ◎ 人命第一で対応すること。（救急車、病院）
- ◎ 警察に届け、事故処理をきちんとすること。
- ◎ 事故相談、お見舞いなど誠意をもって対応する。

被害者の場合

- ◎ 人命第一で対応すること。
- ◎ 警察に届け、事故処理をきちんとすること。
- ◎ 自分の意見をはっきり相手に言うこと。場合によっては第三者、弁護士の援助をあおぐこと。

3 事故報告を必要とするもの

- (1) 教職員に責任がある場合（自損行為を含む）
- (2) 被害者であっても、後遺症・公務災害の可能性がある場合

4 報 告

- (1) 速報（電話、FAX）
- (2) 交通事故報告書、添付書類；事故現場図、顛末書

5 報告内容

※ 別紙（速報様式）に従って報告する。

- 1 通勤途上・加害・被害等の区分
- 2 学校名と校長名
- 3 職名・氏名・性別・年齢
- 4 日 時
- 5 場 所
- 6 本人の負傷の程度
- 7 相手の負傷の程度
- 8 概 況

※ 酒気帯び・飲酒運転の場合

- (1) 発生・発覚の月日と時刻
- (2) 飲酒場所
- (3) 飲酒時刻 時から 時まで
- (4) 酒類と一人の飲酒量
- (5) 乗車時刻
- (6) 事故発生または検挙場所

- ① 事故発生の原因 ② 相手の職・氏名等 ③ 事後措置・入院先等 ④ その他

☆ 後刻（交通事故報告書に添付する事故現場図・顛末書）について

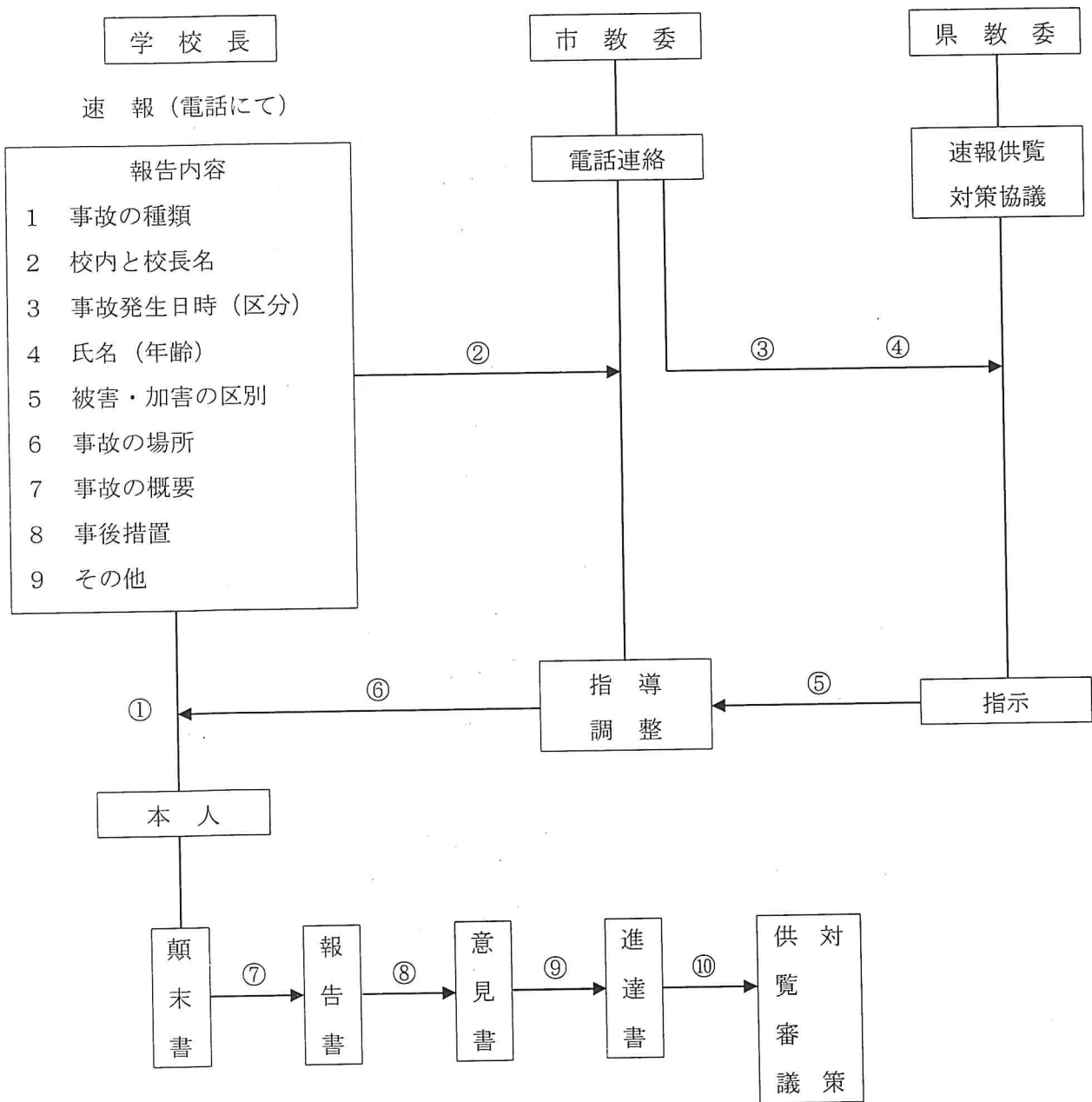
(1) 事故現場図

現場検証等で作成された図面を参照のうえ、道路の幅員や中央線の有無等も、できるだけ詳細に記入して現場の縮図として作成。

(2) 顛末書

事故の実情を具体的に記入。

教職員の事故報告の順序と事務処理



体罰事故発生後の対応

1 体罰を加えた教職員

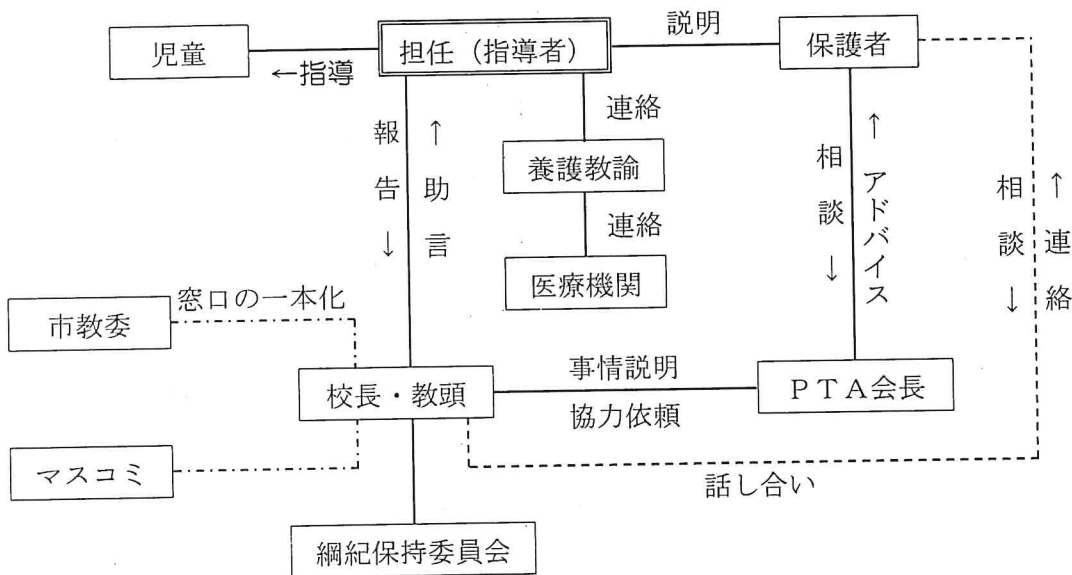
- (1) まず被害児童を救護する。(応急手当、医師の診断・治療) 病院は保護者に相談する。
- (2) 校長・教頭に事実を報告する。
- (3) 校長・教頭が被害児童・保護者に誠意をもって謝罪する。

2 校長・教頭

- (1) 体罰を加えた教職員、被害を受けた児童、目撃をした児童・教職員から正確な事情聴取をする。
- (2) 教育委員会へ報告(できるだけ早く)、事故報告書を提出する。
- (3) 全教職員を招集、概要及び今後の対応を指示する。PTAとの連携をする。
- (4) 被害を受けた児童・保護者に謝罪する。(できるならその日のうちに)
- (5) 報道機関への窓口は一本化する。(校長・教頭)
- (6) 場合によっては警察に連絡する。

3 「体罰」事故発生後の対応

(具体的に・わかりやすく・信頼関係を保つ)



4 防止対策

- (1) 「体罰」は、指導ではなく法律でも禁止されていることを十分理解する。

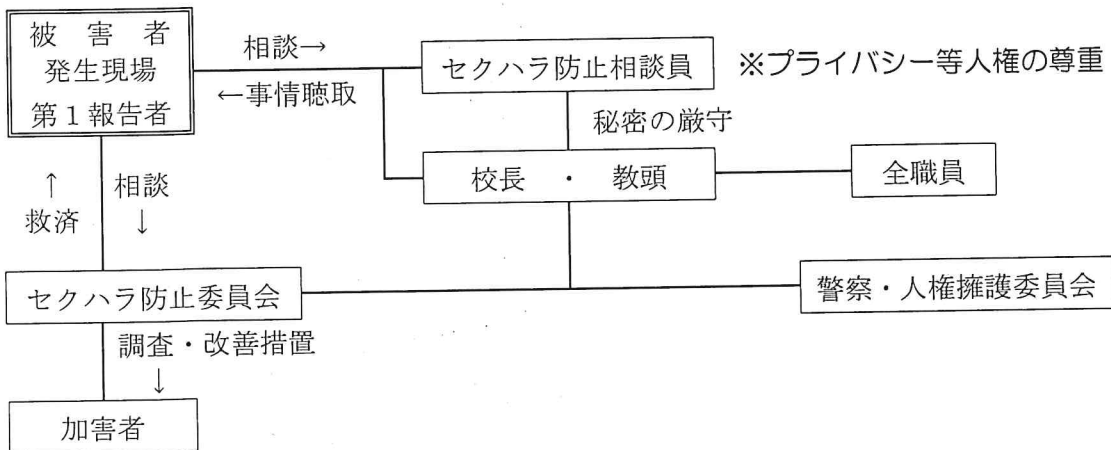
学校教育法第11条
 校長及び教員は、教育上必要があると認める時は、監督庁の定めるところにより、学生、生徒、及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

- (2) 日頃より、児童に対し愛情を持ち、信頼関係を大切に学級経営に当たることが教職員としての使命であることを共通理解しておく。
- (3) 校内研修等で「体罰防止」についての研修を行い、職員の共通理解を図っておく。

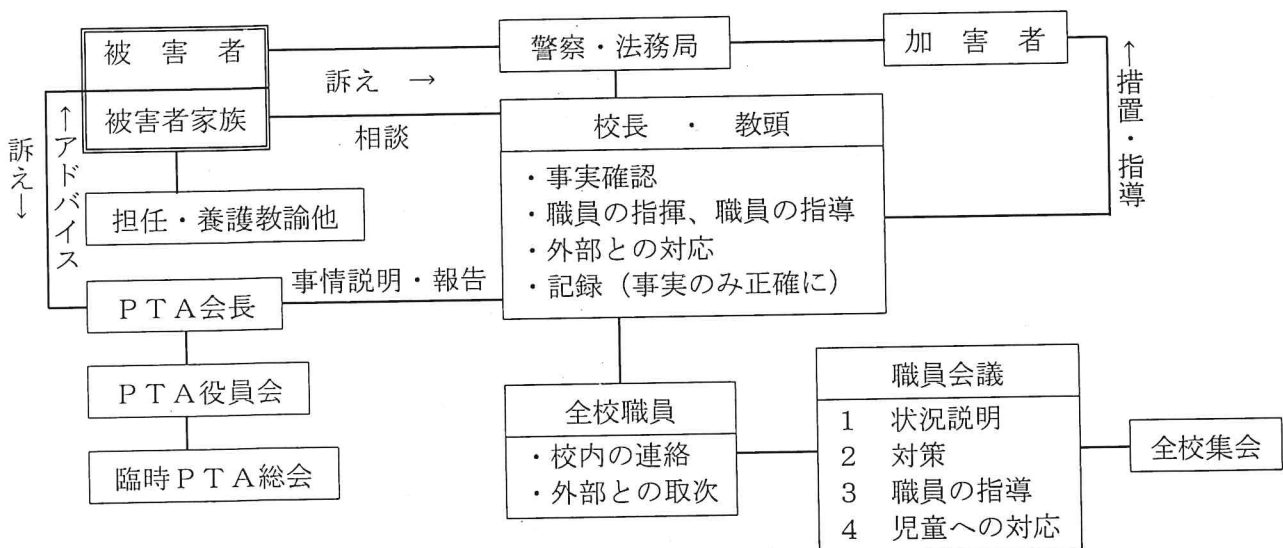
セクシュアルハラスメント発生時の措置

1 基本的対応

(1) 相手が大人の場合



(2) 相手が児童の場合



- ◎ 訴えに対して真摯な態度で聞き、迅速に事実関係を確認する。
問題行動が、いつ、どこで、どのように行われたか
- ◎ 加害者・被害者双方の意見を聞く。
- ◎ 当事者または関係者間で話し合いをさせる。その際、当事者または関係者が信頼する教職員に同席してもらう。
- ◎ 人事上・服務上措置を講ずる必要があるときは教育委員会へ報告する。
- ◎ 被害者が児童の場合は児童の心のケアを最優先し、組織的に進める。
関係する保護者に対しては管理職から説明し、場合によっては謝罪する
児童との直接的な話し合いなどは、原則としてしない。
- ◎ 保護者会など必要に応じて、慎重に事実のみ説明し、理解を得る。

児童が性暴力等被害にあった場合のフローチャート

日頃から大切にしたいこと

「性暴力等の被害は見えにくい」「気づきが大切」「日頃の信頼関係が大切」

1 被害児童への初期対応

性暴力等被害の発覚

- ・性被害の児童、周囲の児童、保護者からの訴え
- ・気になる症状：不登校、情緒不安定、成績の低下 等

情報を得た教職員：すぐに管理職への報告・相談

性的虐待が疑われる報告を受けた場合
管理職は児童相談所に通告（相談）

管理職は
教育委員会に報告

チームで早期に対応（情報収集・共有・役割分担・対応検討）

管理職、学級担任、生徒指導主任、養護教諭、SC、SSW 等

報告・連携

被害児童対応

- ・聴き取る
- ・定期的に話し合う
- ・対応する教職員名を伝える

保護者対応

- ・情報提供を行う
- ・定期的に話し合う
- ・対応する教職員名を伝える

専門機関との連携・調整

- ・警察 ・児童相談所 ・弁護士
- ・医療機関（精神科・産婦人科・泌尿器科）
- ・心理士 等

被害児童以外の児童からの情報を受けた場合

- ・聴き取る
- ・定期的に話し合う
- ・対応する教職員名を伝える

2 中長期の支援

進級・進学時に引き継ぐ

3 周囲の児童への対応

未然防止の教育・啓発 被害を目撃した児童への対応 保護者に理解と協力を得る

4 加害者別の対応

同校の児童の場合／保護者・親族の場合
保護者以外の大人、他校の児童の場合

5 再発・未然防止

性の正しい情報／境界線のルール
SNS との付き合い方

伝染病・食中毒発生時の措置

早期発見

- ・担任、養護教諭は、欠席児童の増加、登校児童の症状に留意し、異常の早期発見に努める。

状況の把握

- ・担任は、出席者の様子や異常の訴え、早退者や欠席者の状況を把握する。
- ・異常が発見された場合は、速やかに関係者に連絡をする。

応急措置

- ・応急措置の対応を行う。（※ 場合によっては救急車要請）
- ・児童の嘔吐物等の保存措置をとる。
- ・児童の健康状況に応じて、当日の学校運営の措置（給食停止、臨時休業）等を判断する。

関係機関との連携

- ・速やかに柳井市教育委員会に第一報を入れると共に、学校医、学校薬剤師、保健所へ連絡する。
 - ・対策委員会を設置し、学校・家庭・地域及び専門機関が一体となって取り組める体制を作る。
 - ・学校医、市町村感染症担当課、保健所等との連携・情報交換に努める。
- ※出席停止（学校医の指示、理由・期間を明確に）
臨時休校（学校医の指示、教育委員会の指導）
給食停止（学校医・学校薬剤師・保健所・教育委員会の指導）
- <情報の収集、一元化>
- ・職員の役割分担を明確にし、関係機関への対応の記録等の収集に努め、的確な対応を図る
 - ・関係機関、報道機関等外部へ情報を提供する場合は管理職に窓口を一本化し、混乱を避ける。

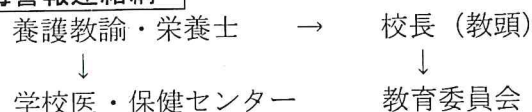
保護者との連携

- ・保護者に対しては、学校保健委員会・PTA役員会、保護者説明会等を設け、事実を説明し、児童の健康調査・喫食調査・検便等の各種調査への協力を依頼する。
- ※保護者への連絡（文書作成）

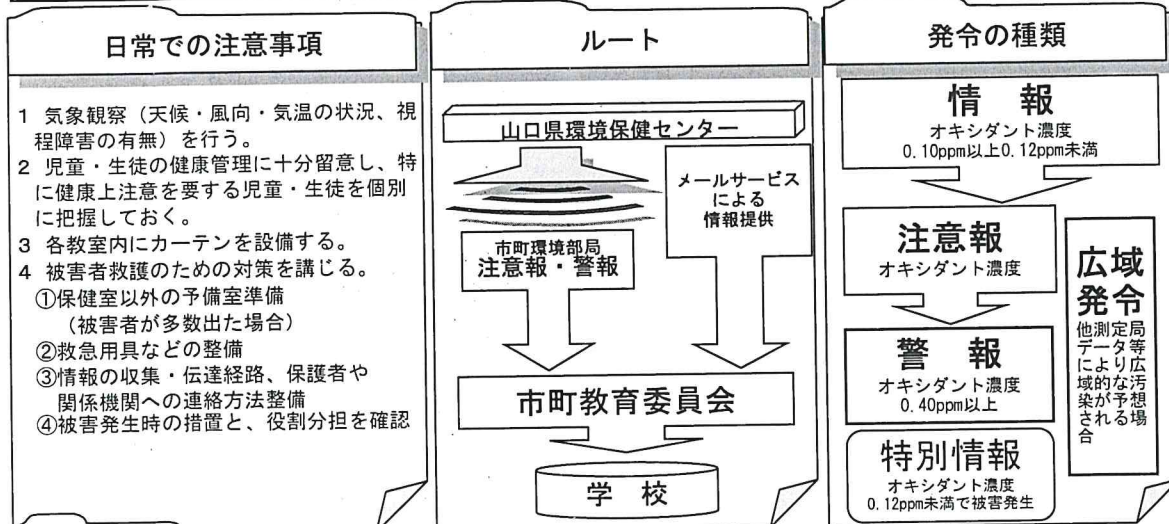
児童への対応

- ・児童に対して、全校集会等により発生の状況を知らせるとともに、食中毒等の正しい知識、手洗いの励行、衛生習慣の徹底等の健康管理に関する指導を行う。
- ・重症となった児童に対しては、登校後も健康状況に注意する。
- ・心的外傷後ストレス症候群（PTSD）の児童に対し、カウンセリング等の支援を行う。
罹患児童が、そのことでいじめに遭わないよう配慮するとともに、心のケアに努める。

食中毒警報連絡網



① 光化学オキシダント被害の未然防止



『情報』

『注意報』以上へ移行する可能性を知らせるための予防発令であり、教職員へ知らせたり、児童・生

② 発令時・被害発生時の対応

| | 一般的留意事項 | 屋外 | 屋内 |
|------------|---|---|---|
| 注意報 | 1 直ちに全児童・生徒及び教職員に周知する。 2 学校医等に通報して協力の体制をとる。 3 特に、児童・生徒の健康観察を密にし、異状者の把握に努める。 | 1 適宜、指導計画を変えるなどして、努めて屋外活動は避ける。 2 放課後は下校させるが、寄り道はしないよう指導する。 | 1 なるべく戸外に面した窓を閉める。 2 教室内の状況により、やむを得ず戸外に面した窓を開けるときは、カーテンを閉める。 |
| 警報 | 1 注意報に同じ。 2 発令中で解除されない場合でも、異状者が多数出た場合を除き、放課後は直ちに下校させる。 | 1 屋外活動を取りやめ、全員を屋内に退避させる。 | 1 注意報に準ずる。 |

☆ 被害者の緊急措置

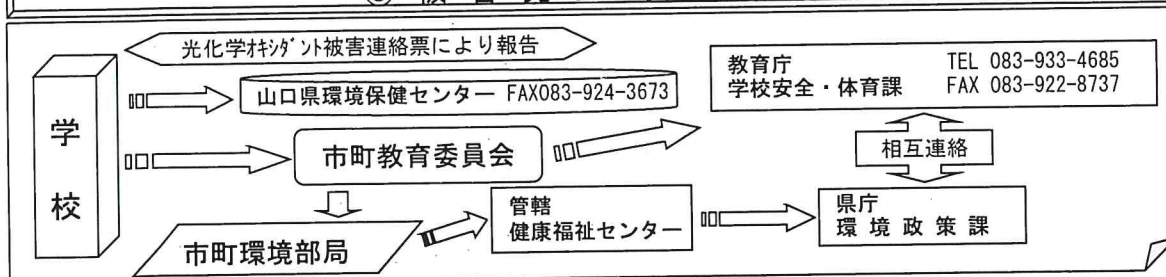
光化学オキシダントによると思われる被害者の訴えがあったときは、直ちに屋外活動を取りやめ、児童・生徒を屋内に退避させる。
 なお、状況によっては、学校医等の協力を得て適切な措置をとる。

- ア 軽症者
眼やのどの痛みを訴える者に対して、すみやかに水道水で洗眼及びうがいをさせる。
- イ 重症者
呼吸困難、けいれん、意識障害等の重い症状があるときは、軽症者と区別して別室で休養させ、医師の診断を受けさせる。

『特別情報』

オキシダント濃度が『情報』レベル以下であっても、被害が発生した場合に発令されるものであり、『注意報』に準じた対応が必要となる。

③ 被害発生時の報告



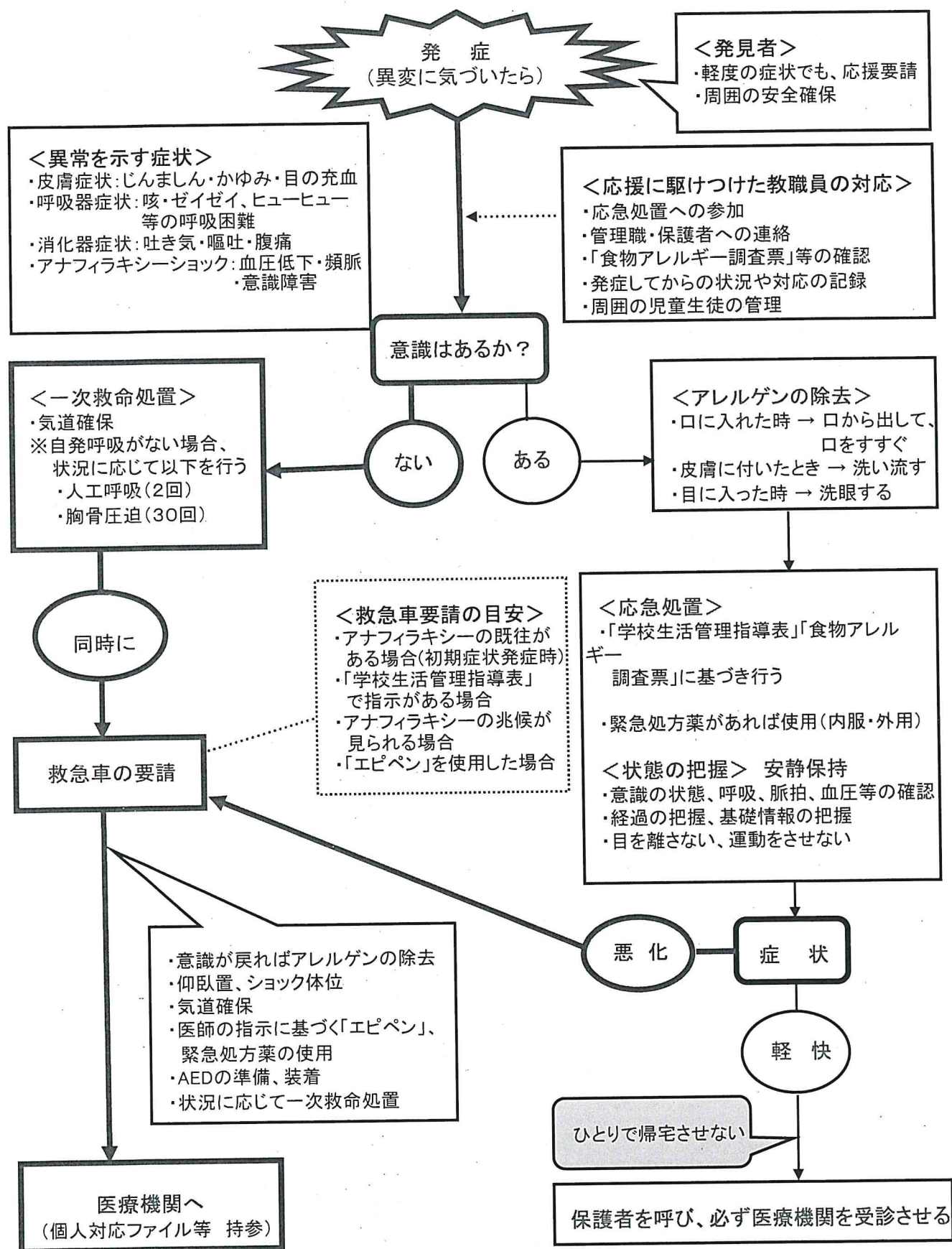
○光化学オキシダント発令情報メールサービス申し込み

<http://yamaguchi-taiki.life.coocan.jp/cgi/MailDeliveryService.cgi>

上記アドレスから、パソコンもしくはスマートフォン等による登録画面につながる。

※前年度から担当者（1～2名）の変更等がない場合は、改めて登録し直す必要はありません。変更（登録者のメールアドレス変更等含む）がある場合は、新たに登録してください。

食物アレルギー緊急時対応マニュアル



大規模災害等発生時の児童引き渡し保護者用マニュアル

柳井市立大島小学校

1 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき（震度5弱以上）（震度4以下の場合は原則として教職員が引率した集団下校）
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがあるとき

保護者引き取りまでは、原則として学校で待機させる。

2 保護者引き渡しについての連絡手段

（1）通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき

→ 保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をする。学校から、保護者あて緊急メールにより連絡し、児童の引き取りを依頼する。

（2）いっさいの通信手段が途絶し、連絡できないとき

→ 学校に児童を待機させ、保護者の来校を待って引き渡す。

「1 保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するようお願いしておく。

なお、通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の中央玄関・東昇降口・西昇降口に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努める。

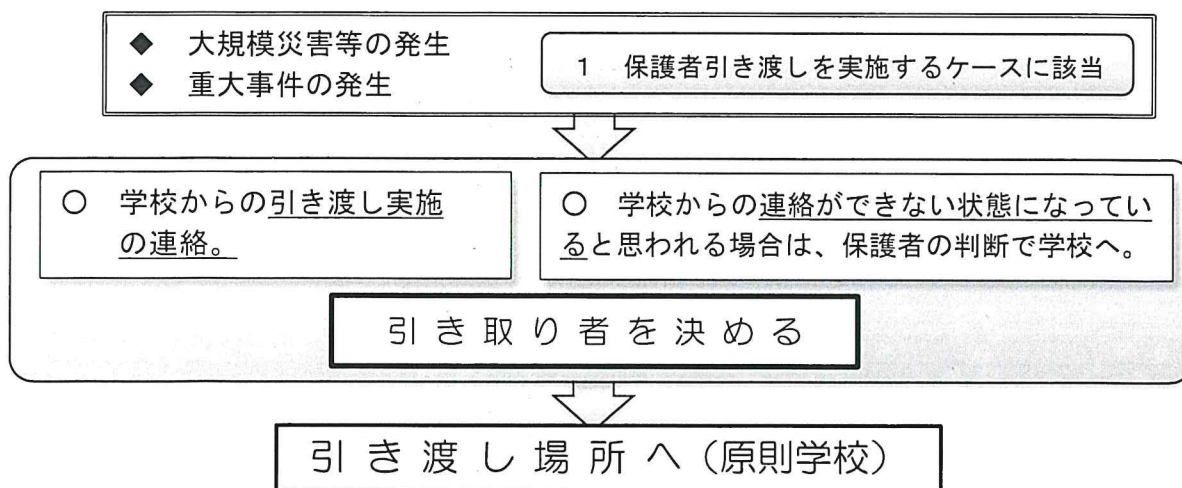
3 引き渡し場所

（1）大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき

原則、学校を引き渡し場所とする。津波被害等で学校での引き渡しが不可能と判断した場合は、**二次避難場所（西上原公会堂）**を引き渡しの場所とする。

（2）不審者が学校に侵入し、実害が出たとき、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがあるとき

原則、学校を引き渡し場所とする。児童の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡する。



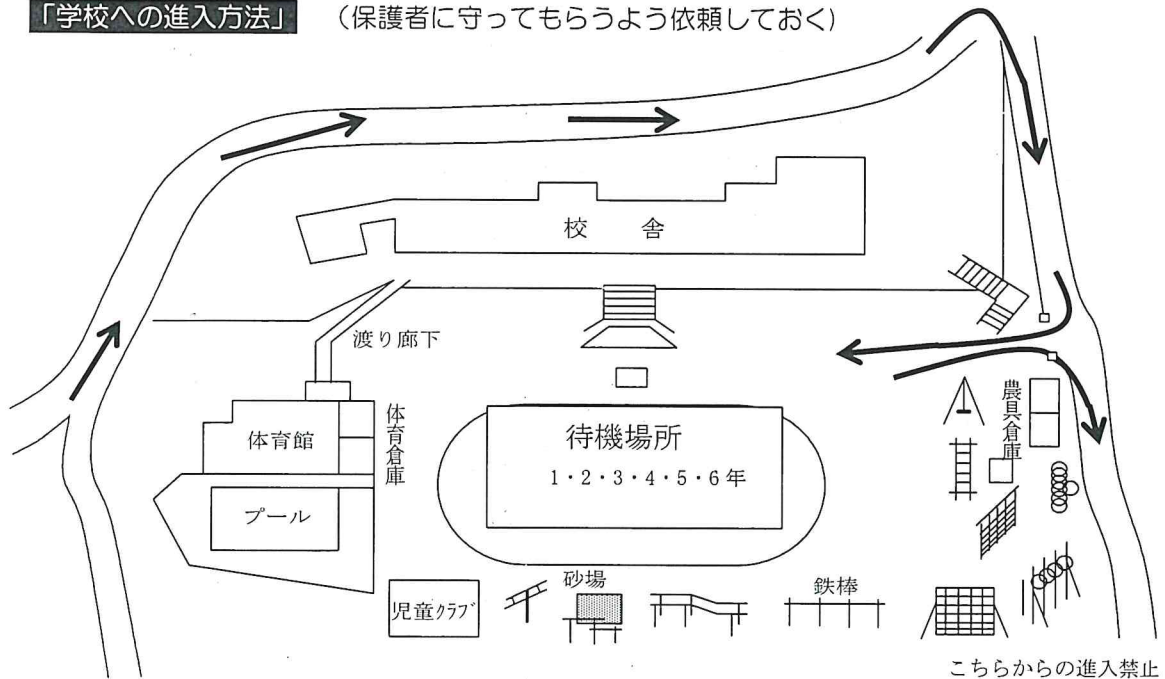
4 引き渡しの手順

(1) 受付

運動場の該当学級の列に保護者を誘導する。

兄弟姉妹がいる保護者の場合は、小さい学年の学級へ誘導する。

「学校への進入方法」 (保護者に守ってもらうよう依頼しておく)



(2) 確認

教職員に、「引き渡しカード(携帯用)」を渡し、「〇〇(児童名)の△(続柄)です。」と告げてもらう。

「引き渡しカード」を忘れた場合は、運転免許証等を提示してもらい、引き取り者の確認を行う。

※ 引き渡しカード(学年別ファイル)と児童名簿は、職員室 教頭ロッカー上段にある。

(3) 引き渡し

児童が引き取り者を確認できたら引き渡す。その際、学校からの連絡事項を確認するとともに、自宅以外の場所に児童を引き取る場合の連絡先など、学校に伝えておくべき連絡事項の有無を確認しておく。

熱中症対策マニュアル（大畠小 Ver.）

1. 全教職員・全児童が知っておくこと

① 環境条件を把握する(2. 暑さ指数(WBGT)の確認方法を参照)

活動前、活動中は必ずWBGT値を確認し、練習メニュー等の活動内容を検討する。

② 状況に応じた水分・塩分補給と休憩を行う

暑い時期は、水分をこまめに補給し、休憩は15～30分に1回はとる。
スポーツドリンクや経口補水液を積極的に活用する。

③ 暑さに徐々に慣れる

熱中症は、急に暑くなる7月下旬から8月上旬に多く発生している。急に暑くなったときは、運動を軽くして、徐々に慣らしていくこと。

④ 個人の条件や、体調を考慮する(4. 健康状態の確認を参照)

練習前には、生徒一人ひとりの健康状態を必ず確認し、体調に応じた運動量にする。
体力のない人や暑さに慣れていない人は特に注意し、運動を軽減する。
体調が悪い時は熱中症を起こしやすいため、無理はしない！させない！

⑤ 服装に気をつける

服装は軽装とし、吸湿性や通気性の良い素材にする。直射日光は帽子で防ぐようにする。
運動時に使用する保護具等は、休憩時にはゆるめる、はずす等して、体の熱を逃すようにする。

⑥ 無理な運動はしない

環境条件、体調に応じた運動量（強度と時間）にする。

⑦ 具合が悪くなった場合には、早めの処置を行う(5. 応急手当フローを参照)

暑いときには熱中症が起こりうることを認識し、具合が悪くなった場合は、早めに運動を中止し、適切な処置を行う。

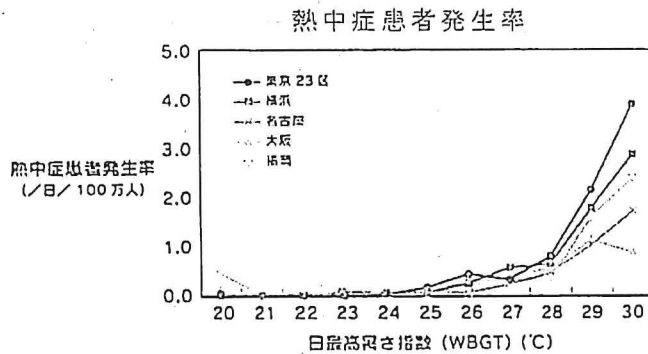
※ 日常の学校生活についても状況に応じて対策を行う。水分・塩分補給については、休み時間の補給が望ましいが、体調不良時、運動直後、のどの渇きを感じたときは、指導者に相談し、補給してもよい。

参照：危機管理マニュアルにおける熱中症対策の記載内容の確認

2. 暑さ指数(WBGT)の確認方法

① 暑さ指数とは

暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）は、熱中症を予防することを目的として1954年にアメリカで提案された指標である。単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示されるが、その値は気温とは異なる。暑さ指数（WBGT）は人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標である。



上図のグラフ（平成17年の主要都市の救急搬送データを基に日最高 WBGT と熱中症患者発生率の関係）からも暑さ指数（WBGT）が 28℃（嚴重警戒）を超えると熱中症患者が著しく増加する様子が分かる。

（出典 8 環境省 熱中症予防情報サイト、暑さ指数(WBGT)について）

② 確認するタイミング

グラウンド・体育館での活動（授業、部活動）を開始する前に、「環境省熱中症予防情報サイト」で暑さ指数を確認し、学校の WBGT 測定器で定期的に暑さ指数を測定すること。

体育の授業や運動部の部活動以外の、文化部の屋外活動等の場合も同様とする。

③ WBGT 測定器（熱中症アラーム）の使用方法

熱中症予防の使用方法

計測する場所に持参して、屋内/屋外切替スイッチを切り替えてください。液晶画面にIN / OUTが表示されます。
屋外で使用する際は、設置のある場所に設置してください。
※必ず日よけカバーを使用してください。
※台座や長時間計測のための充電など、取扱の要が分かる取扱
での使用は必ずご確認ください。初回の使用になります。

自動的に計測する

電源入/リセットスイッチを「入」にするると、液晶画面に計測して液晶画面に計測 WBGTが表示され、経過する毎に液晶画面が10秒間隔で更新し、その値、℃/Fが同時に10秒間隔で更新します。
電源入/リセットスイッチが「入」の状態であれば、10分ごとに自動的に計測して、液晶画面にWBGTの値が表示されます。次の計測があるまで表示は変わりません。

※途中で、液晶画面にある計測ボタン（手動計測ボタン）を押した場合は、その時点から10分ごとに自動計測を再開します。

手動で計測する

次の自動計測まで待たないで、すぐに計測値を確認したい場合は、液晶画面にある計測ボタン（手動計測ボタン）を押してください。
液晶画面、液晶画面に計測して液晶画面に計測 WBGTが表示され、計測する毎に液晶画面が10秒間隔で更新します。
※電源入/リセットスイッチが「入」の状態であれば自動的に動作します。

令和元年寄贈物品

3. 暑さ指数(WBGT)を用いた活動判断

校長は、生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数(WBGT)を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

| 暑さ指数 (WBGT) (°C) | (参考) 気温 (°C) | 注意すべき 生活活動の 目安 | 日常生活に おける注意 事項 | 熱中症予防運動指針 (注1) | 本校の対応 |
|------------------------|--------------------|----------------------|--|---|------------------------------|
| 31以上 | 35以上 | すべての生活活動で起こる危険性 | 高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。 | 運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。 特に子供の場合には中止すべき。 | 運動・外遊び中止 |
| 28~31 | 31~35 | | 外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。 | 厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10~20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人(注2)は運動を軽減または中止。 | 厳重警戒： 激しい運動・持久走等、激しい運動は中止 |
| 25~28 | 28~31 | 中等度以上の生活活動で起こる危険性 | 運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。 | 警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。 | 警戒： 積極的に休憩 |
| 21~25 | 24~28 | 強い生活活動で起こる危険性 | 一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。 | 注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。 | 注意： |
| 20以下 | 24未満 | | | ほぼ安全(適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。 | ほぼ安全： |

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。
同指針補足 * 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
* 熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安で有り、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

(注2) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。
下記ウェブサイトの情報を基に作成

(1) 環境省熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>

(2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

4. 健康状態の確認

朝の健康観察を確実にを行い、暑くなると予想される日には、体調確認項目に従い、活動前後に必ず体調確認表（次頁）に記録する。

活動前後の体調確認項目と対応（例）

| | 確認項目 | 対応 |
|---|-----------------|-------|
| 1 | 欠食（朝食、昼食）あり | |
| 2 | 頭痛あり | |
| 3 | 腹痛、吐き気あり | |
| 4 | 胸痛、息苦しさ（呼吸困難）あり | |
| 5 | 寝不足、疲労感あり | |
| 6 | 体調不良による保健室利用あり | 自宅で休養 |

* あてはまる項目がある場合は、体調確認表に「番号」を記入する。

* 6 体調不良による保健室利用があった場合は、その日のうちに家庭連絡する。

熱中症発生時の役割分担

| 担当区分 | 主担当 | 主担当不在の場合 | |
|---------|--------|----------|-------|
| 熱中症患者対応 | 養護教諭 | 担任 | 教頭 |
| 患者対応補助 | 担任 | 教頭 | 隣学年担任 |
| 救急車要請 | 事務（教頭） | 教頭 | 校長 |
| 救急搬送付添人 | 養護教諭 | 教頭 | その他教諭 |
| | | | |

処置に必要な物品の保管場所

| | |
|---------|-----------------|
| 水分補給 | 保健室冷蔵庫、（職員室冷蔵庫） |
| 塩分補給 | 保健室冷蔵庫 |
| 冷却剤、氷のう | 保健室冷凍庫、保健室 |
| | |

活動前後の体調確認表

| 日付 | 月 日 (月) | | 日 (火) | | 日 (水) | | 日 (木) | | 日 (金) | | 日 (土) | | 日 (日) | |
|-------|---------|---|-------|---|-------|---|-------|---|-------|---|-------|---|-------|---|
| | 日 | 時 | 時 | 時 | 時 | 時 | 時 | 時 | 時 | 時 | 時 | 時 | 時 | 時 |
| WBGT | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ |
| 気温 | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ |
| 湿度 | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 対応 | | | | | | | | | | | | | | |
| 確認者氏名 | | | | | | | | | | | | | | |
| 確認者氏名 | | | | | | | | | | | | | | |

※ 6 に当てはまる場合は自宅で休養する。

5. 応急手当フロー



(出典) 独立行政法人日本スポーツ振興センター、スポーツ事故対応ハンドブック) を改変

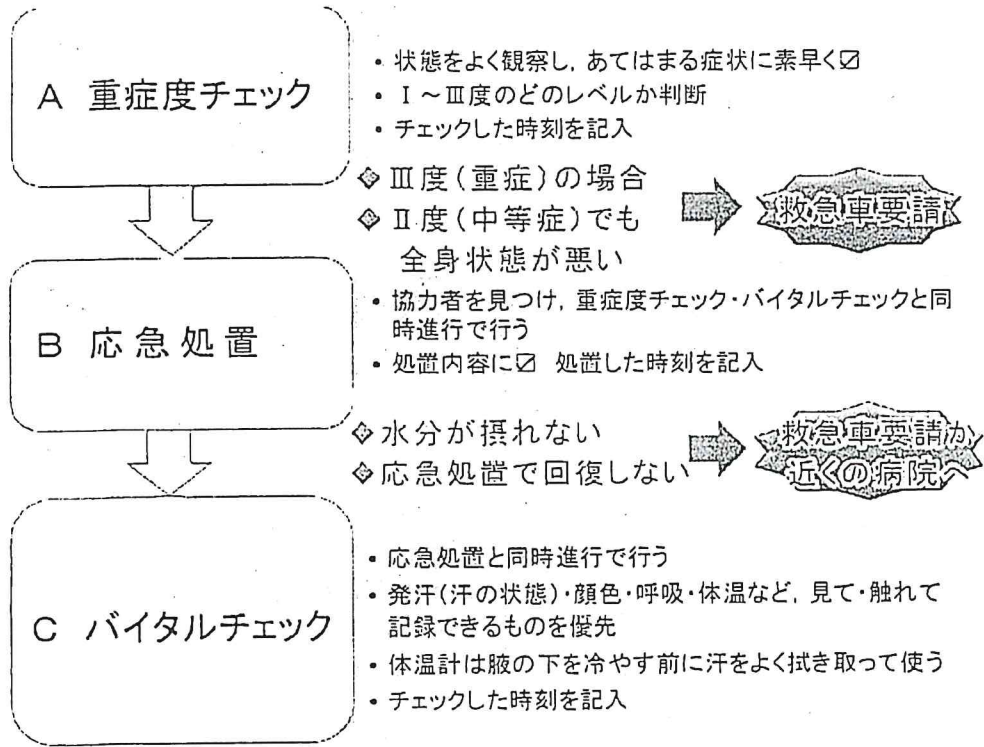
熱中症チェックシート

| 年/月/日(曜) | 学年/組 | 名 前 | 年 齢 | 性 別 | 記録者名 | | |
|---|---|---------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---|------|
| / / () | | | | 男・女 | | | |
| A 重症度チェック *当てはまる症状に☐ | | | | | | | |
| Ⅲ度 重症 ↓ 1つでも症状があれば 救急車要請 ↓ 救急車到着まで B 応急処置へ | 意識障害 | 意識がない | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ※その他の症状 や程度など余白 に記入 | |
| | | 意識もうろう | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | | 意味のない発語、発声 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | | 簡単な質問に答えられない | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | 運動障害 | 全身のけいれん、ひきつけ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | | 立ち上がれない 足がもつれる、まっすぐ歩けない、転倒する | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| 異常な行動、不自然な言動 | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| Ⅱ度 中等症 ↓ 水分が摂れない、または 応急処置で回復しなければ 救急車か病院 | | | | | | | |
| 自力で水分が摂れない | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| 全身倦怠感 (だるい、しんどい、ぐったり) | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| 虚脱感・脱力感 (体に力が入らない感じ) | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| 頭痛 | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| 吐き気、嘔吐 | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| Ⅰ度 軽症 ↓ 応急処置で回復しなければ 家庭連絡 受診を勧める | | | | | | | |
| めまい、立ちくらみ | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| 足がつる、手足がしびれる | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| 筋肉のけいれん(お腹がキリキリ痛む等) | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| 不快感(気持ち悪い、ボーっとする、不機嫌) | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| B 応 急 処 置 *処置した内容に☐ | | | | | | | |
| 処 置 内 容 | 1.日陰やクーラーの効いている室内に移動 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ※その他の処置 4.片方の腕の下は、冷やす前に体温を測る。 6.意識障害がある場合は、誤嚥の可能性があるので無理に飲ませない。 | |
| | 2.体衰 (顔色が悪ければ足を高くする) | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | 3.可能な範囲で衣服を脱がせる、ゆるめる | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | 4.氷のうで動脈の上を冷やす (首の両わき、腋の下、両足のつけ根) | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | 5.出ている皮膚に水をかけたり、濡れタオルを掛けて扇風機やうちわなどであおぐ | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | 6.水分補給 (冷たいスポーツドリンク、0.2%食塩水、経口補水液) | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| C バイタルチェック *当てはまる番号を記入 | | | | | | | |
| 発 汗 | 0.なし 1.少し(あった) 2.多い(多かった) 3.止まらない | | | | | | |
| 顔 色 | 0.正常 1.紅潮 2.蒼白 3.チアノーゼ(唇が青紫) | | | | | | |
| 呼 吸 | 0.正常 1.速い 2.遅い 3.不規則 | | | | | | |
| 体 温 | 0.正常 1.体に触ると熱い 2.高体温 (°C) | | °C | °C | °C | ※計測値も記入 ただし、緊急時 や計測できない ときは省略可 | |
| 脈 拍 | 0.正常 1.速い 2.遅い 3.不規則 (/分) | | /分 | /分 | /分 | | |
| 血 圧 | 最高 / 最低 (mmHg) | | / | / | / | | |
| その他の要因 | 寝不足・疲労・肥満傾向・不規則な生活・栄養不足・水分・塩分補給不足・月経中・() | | | | | | |
| 発生場所 | | 発生時の活動内容 | | 発生時の状況 | | | |
| 屋内・屋外 | | 学 習 ・ 運 動 ・ その他 | | 天 気 | 温 度 | 湿 度 | WBGT |
| | | 具体的に: | | | °C | % | °C |
| その他参考となる事項 | | | | | | | |

(出典 10 「熱中症チェックシート」弘前大学教育学部附属学校園養護教諭部会)

チェックシートの使い方

— 熱中症を疑った時のABC —



観察時刻

チェックした時刻、応急処置した時刻を記入。症状に変化があれば、その時刻を記入。

その他の要因

聴き取れる範囲、わかる範囲で、選択。

発生時の状況

聴き取れる範囲、わかる範囲で、発生時刻、活動内容、場所の状況、温度や湿度等を記入。

その他参考となる事項

記録として残したいこと、その後の経過等を記入。

◆ 受診が必要な時

チェックシートは、医療機関に搬送する場合、情報として提供することができます。

| | |
|-----------|----------------------------|
| 学校医 | 小林内科 CL (Tel 0820-23-5588) |
| 近隣医療機関 | 松井クリニック (Tel 0820-24-5311) |
| 休日・時間外診療所 | (Tel 0820-22-9001) |
| 救急医療電話相談 | (#7119) |

- 注意… このチェックシートは、熱中症様症状が見られたときの重症度・緊急度の判断や対応、応急処置、記録等を行うためのものです。熱中症の症状や進み方は個々によって異なります。医師の診断とは異なる場合もありますのでご注意ください。

熱中症チェックシート (2014年7月改訂)

《作成》 弘前大学教育学部附属学校園養護教諭部会 《協力》 弘前大学教育学部教育保健講座

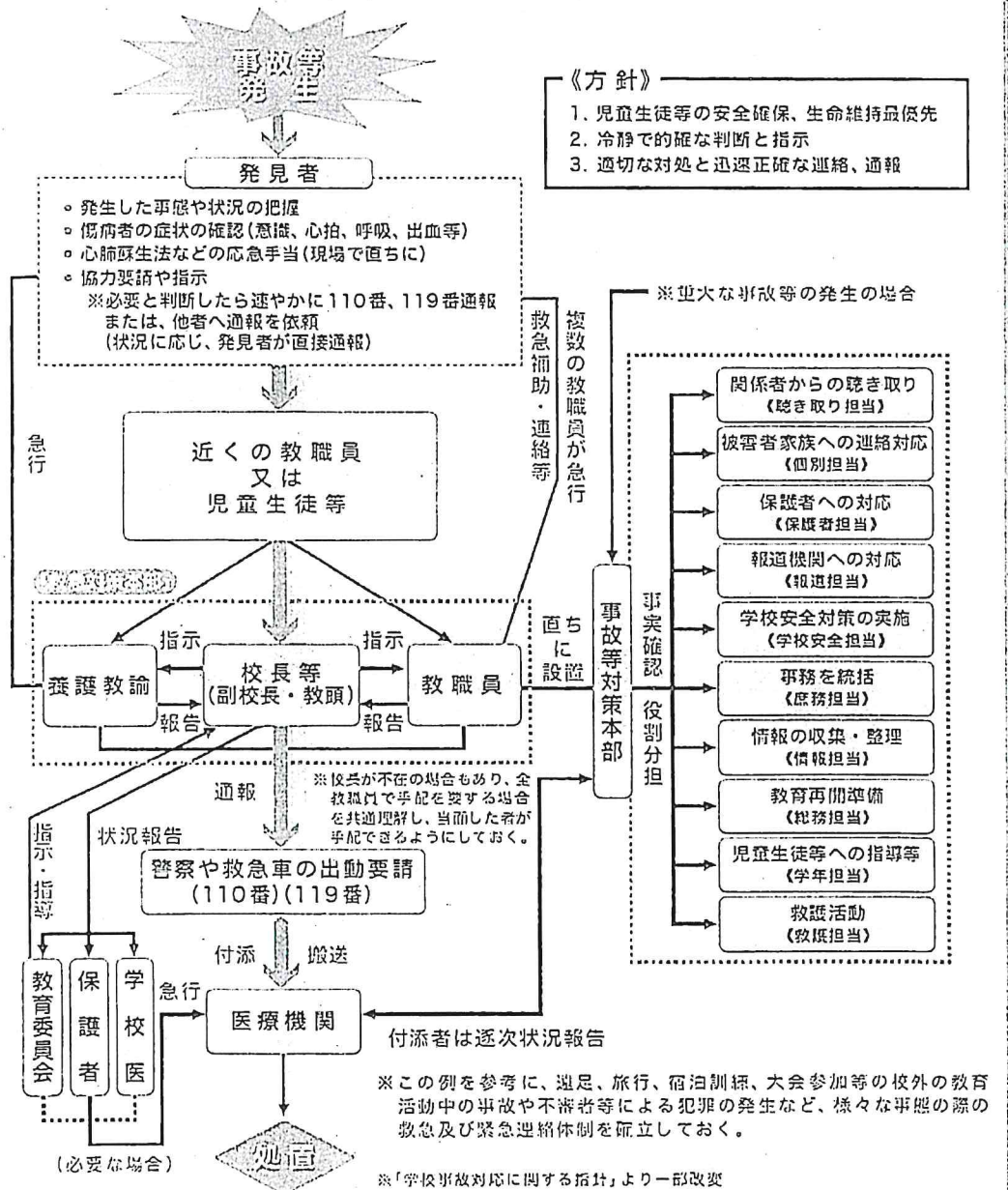
(出典 10 「熱中症チェックシート」弘前大学教育学部附属学校園養護教諭部会)

6. 緊急連絡フロー

報道発表を要するなどの必要に応じて、教育委員会へ報告すること。

優先度は 119番 > 110番

事故等発生時の対応、救急及び緊急連絡体制の一例



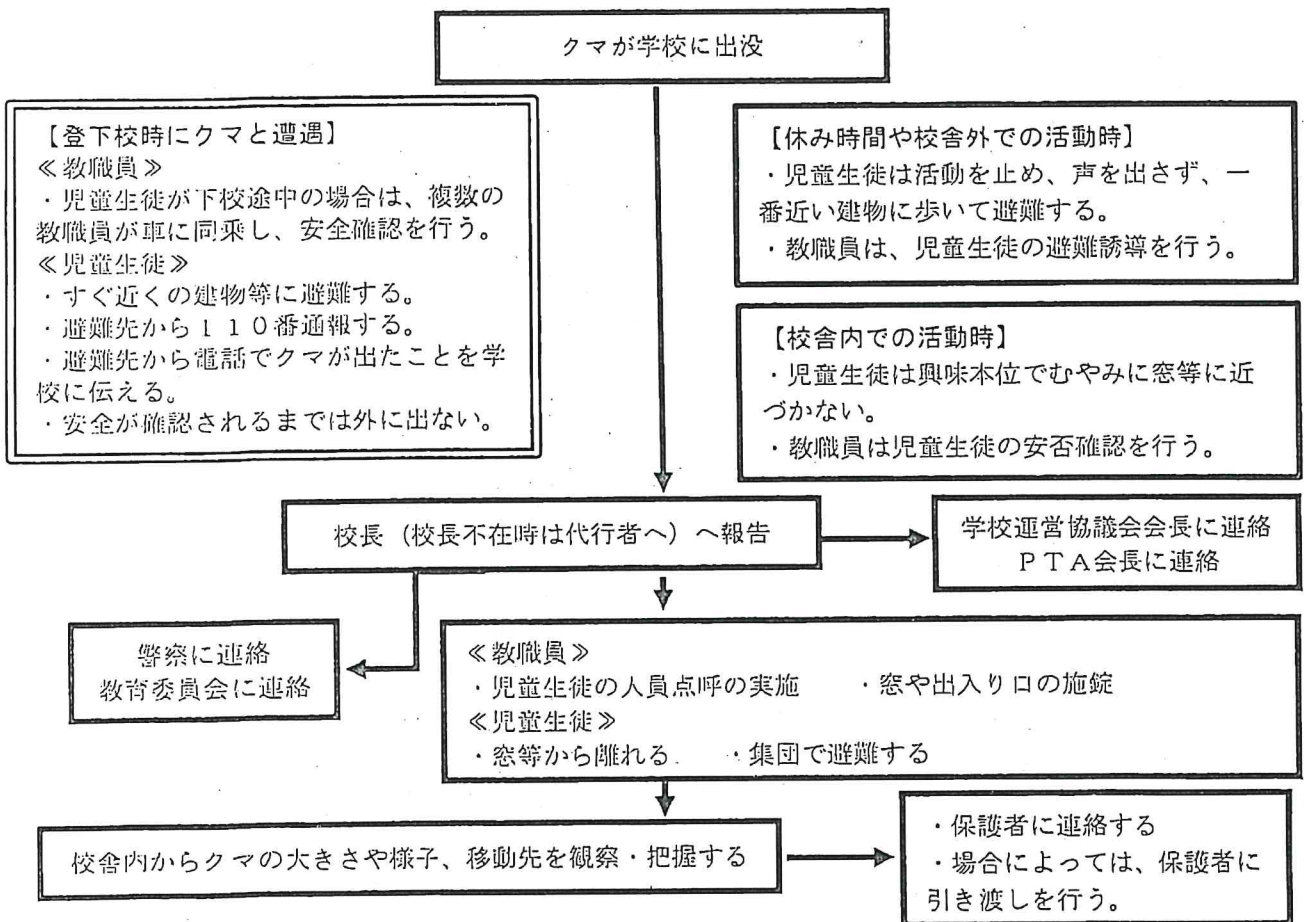
(出典 11 文部科学省、学校の危機管理マニュアル作成の手引)

◆ クマ等の害獣対策のための対応フロー

◎ 事前の危機管理

- クマ対策のための鈴などを準備しておく。
- 市町の害獣担当課と連携し、クマの生息地や活動範囲を調査し、学校周辺にクマの出没が予想される場合は、教職員や児童生徒に対して熊の存在と対処方法についての教育を行う。
- クマ対策のためのプロトコル（複数の者が対象となる事項を確実に実行するための手順）を策定し、関係者に周知徹底させる。
- クマ対策に関する訓練や避難訓練を定期的実施し、教職員や生徒の適切な行動を確保する。
- 地域と連携し学校周辺の環境整備を行い、クマの餌場となる可能性のあるゴミや食べ物の廃棄物を適切に管理する。
- クマ対策やクマ出没状況等に関する連絡網や緊急連絡先を確立し、迅速な情報共有と連絡体制を整える。
- 児童生徒が登下校時にクマに遭遇した場合に、避難できる建物等を確認する。

◎ 発生時（初動）の危機管理



◎ 事後の危機管理

- 出没したクマの行方を関係機関からの情報を元に確認する。
- 当面の間、集団での登下校とし、必要に応じて、教職員も同伴する。
- 今回の事案の評価と復旧対策を行う。
 - インシデントに関する詳細な報告書を作成し、教育委員会や関係機関に提出する。
 - インシデントの原因や対応の評価を行い、今後の改善策や予防策を検討する。
- クマ対策のマニュアルや手順を見直し、より効果的な対策のために改善を行う。
- 心理的な影響を受けた児童生徒や教職員へのサポートを提供し、必要なカウンセリングや心理支援を行う。

【参考】ツキノワグマによる被害を防ぐために（県庁：環境生活部 自然保護課）

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/41/20698.html>

- ツキノワグマの被害を防ぐために
- 市町別、月別クマ目撃情報
- 人身被害
- クマに関する各種情報・取組<外部リンク>

